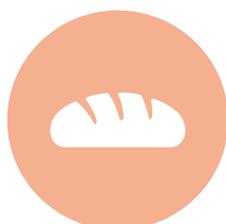
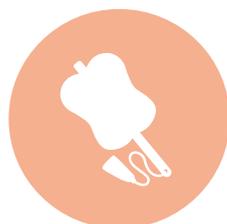
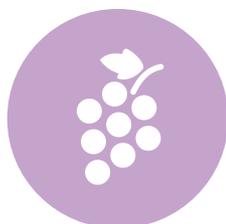
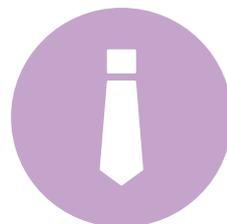


# AICHI GUARANTEE REPORT

# 2020



- 愛知県信用保証協会レポート2020 -



## ごあいさつ

平素は、愛知県信用保証協会の信用保証業務につきまして、格別のご支援、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

信用保証協会は、中小企業・小規模事業者が金融機関から事業資金の融資を受ける際、その保証人



理事長 小川 悦雄

となり借入れをスムーズにする公的機関であります。

信用保証を通じて、中小企業・小規模事業者を金融の側面から支援することにより、経営の安定と発展に寄与することを目的としています。

さて、新型コロナウイルス感染症の拡大が世界経済、国内経済に大きな影響を与えています。本協会では、この有事において中小企業・小規模事業者の資金繰りに重大な支障が生じることがないように、金融機関とも連携しながら、適切、迅速かつ柔軟な対応に努めております。

本協会の業務内容、運営状況について一層のご理解をいただきたく、本誌「愛知県信用保証協会レポート2020」を発行いたしました。

本誌を通じて、多くのみなさまに信用保証協会に対する認識を深めていただき、信用保証制度の有効な活用にお役立ていただければ幸いと存じます。

今後とも、中小企業金融の円滑化を通じて、地域経済活性化のお役に立つよう全力で業務運営にあたってまいりますので、引き続きみなさまのご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



# CONTENTS

▶ 協会のあゆみ	2
▶ 経営計画	4
▶ 信用補完制度のしくみ	6
▶ 信用保証の概要	8
▶ ライフステージに応じた支援	12
▶ 身近で、頼りにされる公的機関を目指して	26
▶ SDGs・地方創生への取組	28
▶ 広報活動	32
▶ 信用保証の利用度	34
▶ 信用保証の実績	35
▶ 2019年度(令和元年度)決算	40
▶ 個人情報保護宣言	44
▶ コンプライアンス態勢	46
▶ 役員・機構図	48
▶ 窓口	49





## 地域とともに歩む公的機関として

愛知県信用保証協会は、愛知県内における中小企業・小規模事業者の金融の円滑化に取り組むため、昭和23年9月に発足しました。

戦後の復興期から現在に至るまで、中小企業金融に大きな影響を及ぼす幾多の出来事がありましたが、その時々々の経済施策に呼応した取組により中小企業・小規模事業者の事業の成長を支えるべく努めてまいりました。

最近では、様々な保証制度を活用した金融支援の他、創業支援・経営支援・再生支援等にも取り組んでいます。また、経営者の高齢化や後継者不足などにより、やむを得ず休廃業を選択する場合もあり、円滑な事業承継のための支援にも力を入れています。

今後も、中小企業・小規模事業者のニーズにきめ細かく対応し、地域経済の活性化や地方創生に貢献できるよう、中小企業施策の一翼を担う公的機関としての使命を果たすべく邁進してまいります。



## 信用保証協会事業の基本理念

信用保証協会は、

事業の維持・創造・発展に努める中小企業者に対して、公的機関として、その将来性と経営手腕を適正に評価することにより、企業の信用を創造し、「信用保証」を通じて、金融の円滑化に努めるとともに、相談、診断、情報提供といった多様なニーズに的確に対応することにより、中小企業の経営基盤の強化に寄与し、もって中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献します。



## 沿革

- 昭和23年 9月 ○ 社団法人愛知県商工信用保証協会設立許可
- 昭和25年 3月 ○ 社団法人から財団法人へ
- 昭和29年 6月 ○ 財団法人から認可法人へ 名称 愛知県信用保証協会
- 昭和33年 5月 ○ 三河分室(現 西三河支店)設置
- 昭和38年 4月 ○ 東三河出張所(後に東三河支所、現 東三河支店)設置
- 昭和57年 6月 ○ 金山支所設置
- 平成11年11月 ○ 本所事務所移転、金山支所統合 所在地 名古屋市中村区椿町7番9号
- 平成15年10月 ○ 東三河支所移転 所在地 豊橋市大橋通2丁目125番地
- 平成17年 4月 ○ 「本所」、「支所」を「本店」、「支店」に呼称変更
- 令和 2年 2月 ○ 西三河支店移転 所在地 岡崎市上明大寺町2丁目13番地



## キャラクター紹介

- 名前 ○ えじねこ
- 生息地 ○ 椿町界限
- 特技 ○ 商売繁盛などの幸福を招くこと
- チャームポイント ○ AGマークをかたどった肉球 (AG=Aichi Guarantee)



## 第5次中期事業計画 2018年度(平成30年度)～2020年度(令和2年度)

本協会は、県内の中小企業・小規模事業者のライフステージに応じ金融機関とともにその事業を評価しつつ、適切なリスク分担を行い、資金ニーズに対しきめ細かな対応をします。また、金融機関と連携した金融支援や経営支援を通じて、中小企業・小規模事業者の生産性の向上や円滑な事業承継の促進に寄与するとともに、地方創生に貢献していくため、2018年度(平成30年度)から2020年度(令和2年度)までの3か年間における業務上の基本方針について、以下に掲げる事項を主要項目として取り組みます。

- ① 金融機関と連携した中小企業・小規模事業者の経営改善・生産性向上に向けた取組の推進
- ② 中小企業・小規模事業者の経営支援・事業再生の促進に関する取組の推進
- ③ 地方創生等への貢献を果たすための取組の推進
- ④ コンプライアンス等の態勢の充実

## 2020年度(令和2年度)経営計画

### 業務環境

#### 1.愛知県の景気動向

本県の景気は、生産・輸出が減少基調にある等、拡大の動きに一服感がみられるようになってきています。先行きについては、新型コロナウイルス感染症の世界的な広がり、原油安など不透明感が増しており、為替など金融市場の動向も含め、今後の景気情勢を注視していく必要があります。

#### 2.中小企業を取り巻く環境

県内の中小企業・小規模事業者(以下「地域の事業者」といいます。)の景況をみますと、足踏みが続いており、人手不足の深刻化や人件費の上昇が経営に与える影響を注視していく必要があります。加えて、新型コロナウイルス感染症は、幅広い業界に悪影響を及ぼしつつあるため、地域の事業者の実情をきめ細かに把握し、適切かつ迅速に資金繰り支援に取り組んでいく必要があります。また、経営者の高齢化や後継者不足などにより、事業承継が進まない企業に対してきめ細かな対応をしていく必要があります。

### 業務運営方針

本協会は、本業を通じて、持続可能な社会を実現するための開発目標(SDGs)達成に向けた取組を推進し、本年度を「SDGs経営元年」と位置付け、地域経済の発展とともに社会に貢献していくことで、地域から必要とされ続ける信用保証協会を目指します。これを実現するため、地域の事業者の事業性を評価し、ライフステージの様々な局面で必要とする支援を金融と経営の両面から適時適切に行い、地域の事業者が抱えるひとつひとつの課題に対しきめ細かに対応します。また、金融機関や中小企業支援機関と一層連携することでハブ機能を強化し、協働することで、地域の事業者の経営改善・生産性向上や円滑な事業承継を促進していきます。そのため、次の課題に重点的に取り組みます。

#### 1.金融機関との連携深化

金融と経営の両面からライフステージに応じた適時適切な支援を行うため、地域の事業者に対する金融機関の支援方針に着眼し、金融機関との適切なリスク分担に関する認識の共有を深化させるとともに、金融機関との建設的な対話をさらに進展させるなど連携強化を図ります。また、対話の結果に基づき、新たな保証制度の創設や既存保証制度の見直しについて検討します。

#### 2.適正保証の推進

地域の事業者が抱えるひとつひとつの課題にきめ細かく対応するため、創業期や小規模事業者等の構造的に変化の影響を受けやすい事業者向けの保証制度から、成長期等のライフステージに応じた保証制度まで、バリエーションに富んだメニュー構成を実現するとともに、資金ニーズを的確に把握し、ニーズに応じた保証制度の利用を推進します。また、これを実現していくため、関係者の声を商品開発に活かすとともに、政策保証としての地方公共団体融資制度保証の利便性向上に努めます。経営者保証ガイドラインについては、その趣旨に則り、金融機関と連携・協力しつつ、適切に対応します。

#### 3.小規模事業者に対する金融支援の充実

信用保証を通じた金融サービスへのアクセスを改善し、小規模事業者の経営の安定や成長を促します。特に、地域に根差す商工会議所・商工会等の中小企業支援機関と連携し、保証制度等の周知を図るとともに、緊密に情報交換を行い、協働して経営課題の解決に努めます。

#### 4.地域の事業者との能動的コミュニケーションの促進

地域の事業者の満足度向上を念頭に置き、企業訪問活動、相談業務、アンケート調査等を通じて密接な関係を築き、ニーズに応じた実効性のある金融支援や経営支援に努めます。

#### 5.条件変更先の現況把握と適切な金融支援や経営支援

条件変更先に対しては、能動的な訪問活動を念頭に置き、実情に応じたきめ細かな対応をします。また、事業承継時等においては、経営者保証ガイドラインの特則の趣旨を踏まえ、適切に対応します。

#### 6.正常化支援・再生支援の強化

経営改善の可能性が高い返済緩和先については、金融機関と連携し、借換保証による正常化支援に積極的に取り組みます。また、金融調整を要する先については、経営サポート会議の開催等を通じて、金融機関と支援方針の共有を図るとともに、経営改善の取組を後押しします。再生局面においては、事業継続性を判断し、愛知県中小企業再生支援協議会等と協力することで、事業再生に向けた取組を支援します。

#### 7.積極的な経営支援と実効性向上のための方策の検討

経営改善に対して意欲がある地域の事業者に対し、「ローカルベンチマーク策定支援チーム アイビー」による事業の「見える化」の支援、専門家派遣による企業診断及び経営改善計画の策定支援等を行います。また、生産性の向上、事業承継等様々な経営課題を抱える地域の事業者に対し、伴走的なきめ細かな支援をします。加えて、経営支援の実効性を高めるため、経営支援に関する様々なデータを蓄積し、検証を始めます。

#### 8.創業支援・小規模事業者支援の充実

創業期の各ステージ(創業前・創業時・創業後)で必要とする支援の充実を図るため、創業希望者に対する創業支援セミナー等を開催するとともに、中小企業支援機関等が実施する創業スクール等へも積極的に協力します。また、保証を利用した創業者に対しては、フォローアップ等の伴走支援を行うことで、創業後の経営安定に寄与します。さらに、女性創業者に対しては、女性職員で構成する「女性創業者支援チーム アイリス」による、同性ならではの視点を活用したきめ細かな支援に取り組みます。また、小規模事業者の支援の充実を図るため、金融機関や関係機関等と協働しながら、適時適切な金融支援・経営支援に取り組みます。

#### 9.円滑な事業承継の促進

後継者不在に問題を抱えている地域の事業者に対し、円滑な事業承継を促進するため、中小企業支援機関と連携した事業承継セミナーの開催、事業承継に関するアンケートの実施、企業訪問等に取り組みます。あわせて、専門家派遣や事業承継支援を担う中小企業支援機関への引継ぎを行うことで、具体的な取組をサポートしていきます。特に、経営者保証が事業承継の妨げとなっている場合は、事業承継特別保証を提案するなどして、円滑な事業承継支援を後押しします。また、取組を進めるにあたっては、ワンストップ相談窓口となる「事業承継サポートデスク」がハブ機能を発揮し、事業承継支援に関わる関係機関がそれぞれの特長を活かした効果的な連携を図る「事業承継トータルサポート あいちモデル」を発信していきます。

## 保証承諾等の見通し

2020年度(令和2年度)の保証承諾等の主要業務数値(見通し)は、次のとおりです。

項目	金額	前年度計画比
保証承諾	4,200億円	108.8%
保証債務残高	1兆600億円	102.3%
代位弁済	150億円	100.0%
回収	36億円	94.7%

# 信用補完制度のしくみ



## 信用補完制度とは

中小企業・小規模事業者が金融機関から事業資金の融資を受ける際、協会が保証人となって借入れをスムーズにし、事業の成長を金融の側面から支援する制度が信用保証制度です。

この制度を強固なものとするために信用保険制度があります。信用保険制度は、保証債務の履行(代位弁済)という協会のリスクを政府全額出資の株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」といいます。)の保険によってカバーする制度です。

2つの制度を総称して信用補完制度といいます。

信用補完制度のしくみは、次のとおりです。

### 信用保証制度

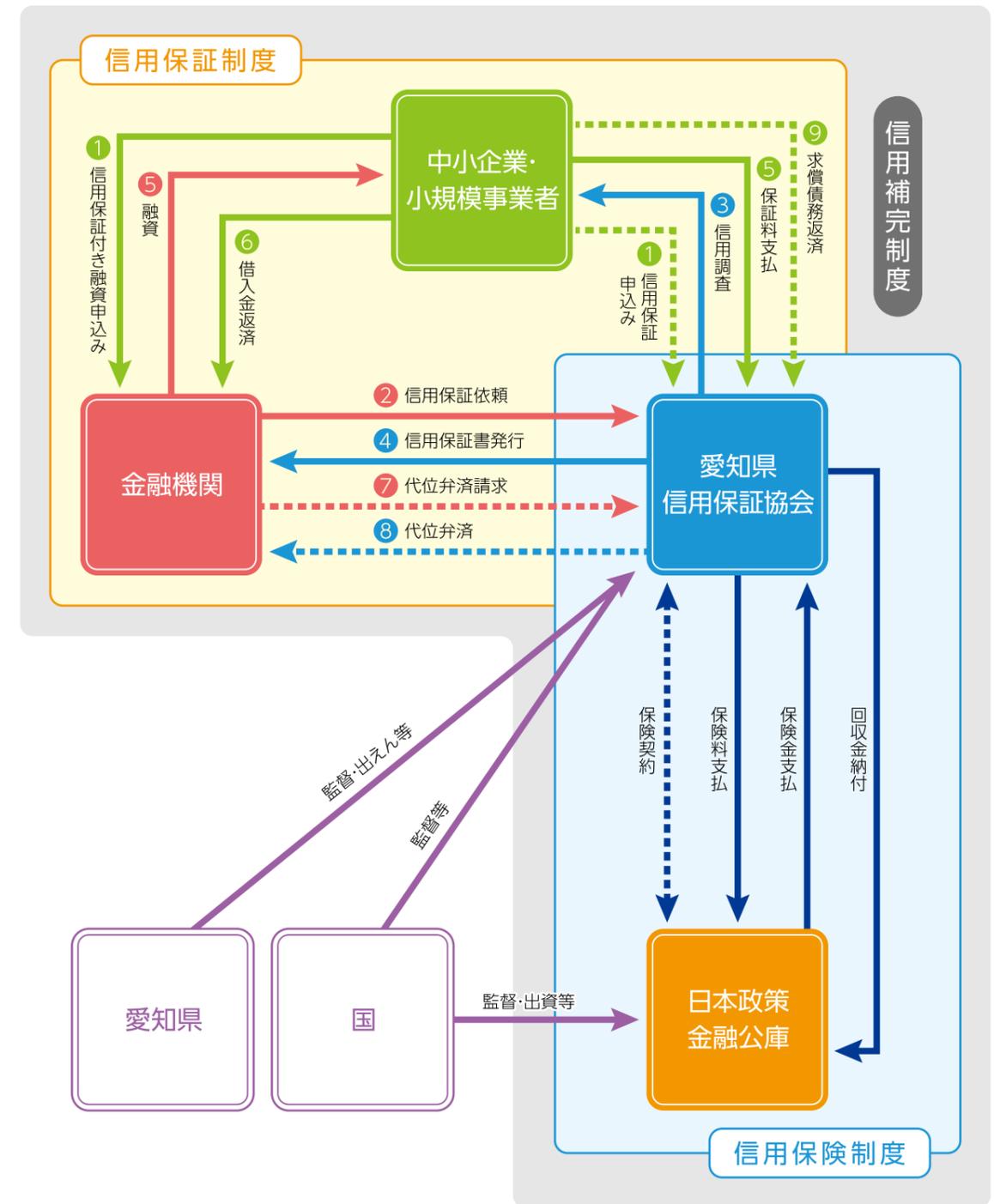
- 1 中小企業・小規模事業者は、金融機関に信用保証委託申込書により申込みをします。なお、協会へ直接保証申込みをすることもできます。一部の保証制度においては、愛知県内の市町村の商工担当課、商工会議所・商工会・愛知県商工会連合会でも申込みをすることができます。
- 2 金融機関は、協会に信用保証の依頼をします。
- 3 協会は、中小企業・小規模事業者に対して信用調査をします。
- 4 協会は、審査の結果、信用保証を適当と認めた場合は保証を引き受けし、金融機関に対して信用保証書を発行します。
- 5 金融機関は、信用保証書に基づいて中小企業・小規模事業者に融資をします。
- 6 中小企業・小規模事業者は、金融機関を通じて所定の保証料を協会へ支払います。
- 7 万が一、中小企業・小規模事業者が倒産等によって借入金の返済ができなくなった場合、金融機関は協会に対して残債務の支払いを請求します。
- 8 協会は、7の請求に基づき、中小企業・小規模事業者に代わって借入金の残債務を金融機関に支払います。これを代位弁済といいます。
- 9 協会は、中小企業・小規模事業者に対する求償権を得て債権者となり、中小企業・小規模事業者は、協会に対して求償債務を返済することとなります。

### 信用保険制度

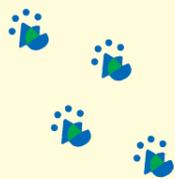
協会が中小企業・小規模事業者の保証委託申込みに応じて保証を承諾し、金融機関から融資が実行されると、中小企業・小規模事業者の資格、借入金の使途、保証金額等一定の要件を備えた保証については原則として、中小企業信用保険法に基づく信用保険に付保されるしくみになっています。これを包括保証保険制度といいます。この場合、協会は保険の種類ごとに定められた保険料を公庫に支払うことになっています。

協会の保証によって融資を受けた中小企業・小規模事業者が、所定期限までに金融機関へ借入金の返済を行わない場合、その事実が金融機関から協会に通知され、協会は中小企業・小規模事業者に代わって金融機関に弁済します。

この代位弁済が信用保険上の保険事故であり、この代位弁済額の70～90% (この率を保険填補率といいます。)を保険金として公庫から協会が受領します。協会はこの保険金を受領後、中小企業・小規模事業者から回収のつど、その回収金を保険填補率に応じて公庫に納付します。



# 信用保証の概要 (令和2年4月1日現在)



## 信用保証の対象となるかた

法人の場合は本店<sup>※1</sup>または事業所のいずれかを、個人事業者の場合は住居<sup>※2</sup>または事業所のいずれかを愛知県内に有し、事業を営んでいる個人事業者、会社、医業を主たる事業とする法人(以下「医療法人等」といいます。)、特定非営利活動法人(NPO法人)で次表の条件に該当するかた、中小企業等協同組合などです。

★これから事業をはじめるかたを対象とした保証制度もあります。  
※1 本店とは、単なる登記上の所在地というだけでなく、事業実態があることが必要です。  
※2 住居とは、単なる住民登録上の住所というだけでなく、原則として現に居住していることが必要です。

小売業 (飲食店を含みます。)	資本金5,000万円以下または 常時使用の従業員50人以下
サービス業	資本金5,000万円以下または 常時使用の従業員100人以下
卸売業	資本金1億円以下または 常時使用の従業員100人以下
製造業・建設業・運送業	資本金3億円以下または 常時使用の従業員300人以下
医療法人等	常時使用の従業員300人以下

(注) 旅行業については、製造業等と同様の基準となります。

ただし、個人事業者または会社であって、次の業種については、次のとおりです。

ゴム製品製造業 (自動車または航空機用タイヤおよびチューブ製造業ならびに工業用ベルト製造業を除きます。)	資本金3億円以下または 常時使用の従業員900人以下
ソフトウェア業	資本金3億円以下または 常時使用の従業員300人以下
情報処理サービス業	資本金3億円以下または 常時使用の従業員300人以下
旅館業	資本金5,000万円以下または 常時使用の従業員200人以下

(注1) 会社とは、合名会社、合資会社、合同会社、株式会社(特例有限会社を含みます。)および土業を規定する法律に基づく法人です。  
(注2) 資本金が制限を超えている会社で、従業員数が制限の90%を超えている場合は、「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書(控え)」等の写しが必要です。  
(注3) 組合の場合は当該組合が保証対象事業を営むこと、またはその構成員の3分の2以上が保証対象事業を営んでいることが必要です。

営んでいる業種や組織形態等によっては、信用保証の対象とならない場合があります。ここではその主なものを記載しています。

【業種等】  
農業(一部の保証制度を除きます。)、林業、漁業、一部の遊興娯楽業、金融業、学校法人、宗教法人、非営利団体(医療法人等およびNPO法人を除きます。)等、その他本協会が支援するのは難しいと判断した業態です。

【その他】  
① 許可等を要する事業を営むかたで、許可等を受けていないかた  
② 税金を滞納し、完納の見通しが立たないかた  
③ 手形、小切手について不渡りがあるかたおよび銀行取引停止処分を受けているかた(法人の場合は、代表者を含みます。第1回不渡り発生後、6か月を経過した場合など事業継続に問題のないかたを除きます。)  
④ 電子記録債権について支払不能があるかたおよび取引停止処分を受けているかた(法人の場合は、代表者を含みます。第1回支払不能発生後、6か月を経過した場合など事業継続に問題のないかたを除きます。)  
⑤ 協会の代位弁済先で、求償債務が残っているかた(求償権消滅保証の対象となるかたを除きます。)  
⑥ 借入れについて、返済を延滞しているかた  
⑦ 休眠会社  
⑧ 会社更生、民事再生等法的整理または私的整理手続中(申立中を含みます。)のかた(事業再生保証の対象となるかたを除きます。)  
⑨ 保証申込みについて、金融斡旋屋等の第三者が介在しているかた

暴力団等の反社会的勢力とは、取引いたしません。  
反社会的勢力との関係遮断への取組強化の一環として、保証申込みに際し、提出していただく信用保証委託契約書に、「反社会的勢力排除条項」を導入しています。

## 資金使途

事業経営に必要な運転資金と設備資金であり、生活資金、住宅資金、投機資金等にはご利用いただけません。また、原則として、旧債振替資金にはご利用いただけません。

## 保証金額の最高限度

個人事業者・会社・医療法人等・ 特定非営利活動法人(NPO法人)	2億8,000万円
組合	4億8,000万円

(注1) このほかに、経営安定関連保証(セーフティネット保証)等の別枠保証もあります。  
(注2) 他協会を利用されているかたは、合算した額が限度額以内であることが必要です。  
(注3) 他の保証との合算限度が設けられている制度があります。

## 保証期間

運転資金	無担保の場合	10年以内
	有担保の場合	15年以内
設備資金	無担保の場合	15年以内 (ただし、10年超は 法定耐用年数の範囲内)
	有担保の場合	20年以内

(注) 保証制度によって、保証期間が異なります。

## 担保

原則として、保証合計額が8,000万円を超える場合または保証期間が10年を超える場合に、愛知県内所在の不動産、有価証券などの担保が必要です。

(注) 保証合計額が8,000万円以下であっても、担保が必要となる場合があります。

## 責任共有制度

責任共有制度は、信用保証付き融資について、協会と金融機関とが適切な責任共有を図り、両者が連携して、中小企業・小規模事業者を支援することを目的としています。

### 負担割合

原則として、協会が80%、金融機関が20%の割合で責任を共有しています。

### 責任共有制度の対象

原則として、すべての保証が責任共有制度の対象となりますが、一部例外的に除外される制度があります。

【対象から除外される主な制度】

- 経営安定関連保証(セーフティネット保証) 1号~4号、6号にかかる保証
- 危機関連保証
- 災害関係保証
- 創業関連保証、創業等関連保証
- 小口零細企業保証

## 連帯保証人

原則として、法人代表者以外の連帯保証人は不要です。なお、本協会では「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨に則り、適切に対応しており、以下の要件や法人と経営者との関係の分離状況等を踏まえて、経営者保証を不要として取り扱う運用を行っています。

### 【BK連携型】

申込金融機関が、信用保証の付かない融資(以下「プロパー融資」といいます。)について経営者保証を不要としている場合であって、債務超過でなく赤字でない等の要件を満たしている場合

### 【財務型】

「財務要件型無保証人保証※」を利用する場合  
※自己資本比率20%以上等、一定の財務要件があります。

【担保型】 企業または経営者本人が所有する不動産について担保提供があり、十分な保全が図られる場合

### 経営者保証に関するガイドラインの活用実績(令和元年度)

- 保証承諾件数(うち無保証人での承諾件数) 32,657件(6,796件)  
無保証人での承諾割合20.8%
- 既存の保証付き融資について、保証人の保証契約を解除した件数 247件
- 「経営者保証に関するガイドライン」により保証債務整理を成立させた件数 35件

#### 【代表者交代時の既存の保証付き融資についての対応】

- 旧代表者との保証契約を解除し、かつ、新代表者との保証契約を締結しなかった件数 29件
- 旧代表者との保証契約を解除する一方、新代表者との保証契約を締結した件数 356件
- 旧代表者との保証契約は解除しなかったが、新代表者との保証契約は締結しなかった件数 975件
- 旧代表者との保証契約を解除せず、かつ、新代表者との保証契約を締結した件数 36件

### 事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則

円滑な事業承継の促進のため、経営者保証が事業承継の阻害要因とならないよう、原則として前経営者、後継者の双方からの二重徴求を行わないことなどが明記された「事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則」が令和元年12月24日に公表されました。本協会では本特則に即した適切な対応を行うとともに、金融機関への積極的な周知活動を実施しています。

## 民法(債権関係)の改正への対応

令和2年4月施行の改正民法は、債権関係について、保証人保護の規定が拡充される等、約120年振りの大改正となりました。改正民法の趣旨に則り、信用保証業務への影響を正しく理解してもらうために約定書締結金融機関を対象とした説明会を実施しました。

#### 【信用保証業務に関する主な改正点】

- 保証人(適用除外の場合を除く)による保証意思説明公正証書の作成
- 保証契約締結に際しての情報提供
- 主債務者の履行状況、期限の利益喪失時の情報提供

#### 【本協会の対応】

- 信用保証委託契約書および信用保証委託契約変更契約書の改正
- 金融機関説明会の開催※

※名古屋市・岐阜県・岐阜市信用保証協会と合同で開催し、事業承継特別保証制度、信用保証書の電子交付についても説明会の内容に加え、49金融機関82名のかたにご参加いただきました。

## 保証料

協会の保証によって融資を受けた中小企業・小規模事業者には、保証利用の対価として保証料をお支払いいただきます。

保証料は、公庫に支払う保険料、代位弁済に伴う損失の補てん、経費等信用補完制度を運用するうえで必要な費用に充当しています。

### 保証料率の体系について

保証料率は、中小企業・小規模事業者の財務状況等に応じ、9段階に区分された弾力料率体系が適用されます。例外として、経営安定関連保証(セーフティネット保証)等一部の保証には、一律の保証料率が適用されます。

(単位:年率%)

弾力料率区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
責任共有制度対象制度 (割引根保証 当座貸越(貸付専用型)根保証 事業者カードローン当座貸越根保証等)	1.90 (1.62)	1.75 (1.49)	1.55 (1.32)	1.35 (1.15)	1.15 (0.98)	1.00 (0.85)	0.80 (0.68)	0.60 (0.51)	0.45 (0.39)
責任共有制度対象外制度	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50

(注1)保証料率は、貸付金額に対する年率です。

(注2)本協会独自の保証制度、愛知県融資制度保証については、上記保証料率より低く設定されています。

### 保証料率区分は、財務以外の要因も加味して決定します。

保証料率区分は、中小企業信用リスク情報データベース(CRD)により決算内容を評価し、一定の定性要因(非財務要因)を加味して、決定されます。CRDは、中小企業に関するデータベースとしては日本最大の規模です。\*

※出所:一般社団法人CRD協会ホームページ

### 保証料率の割引について

#### 有担保保証に対する割引

弾力料率が適用される保証および一部保証制度において、不動産等の担保をご提供いただく場合は、保証料率を0.10%割り引きます。

#### 会計参与設置会社に対する割引

一部の保証制度を除き、会計参与を設置している会社の場合は、保証料率を0.10%割り引きます。

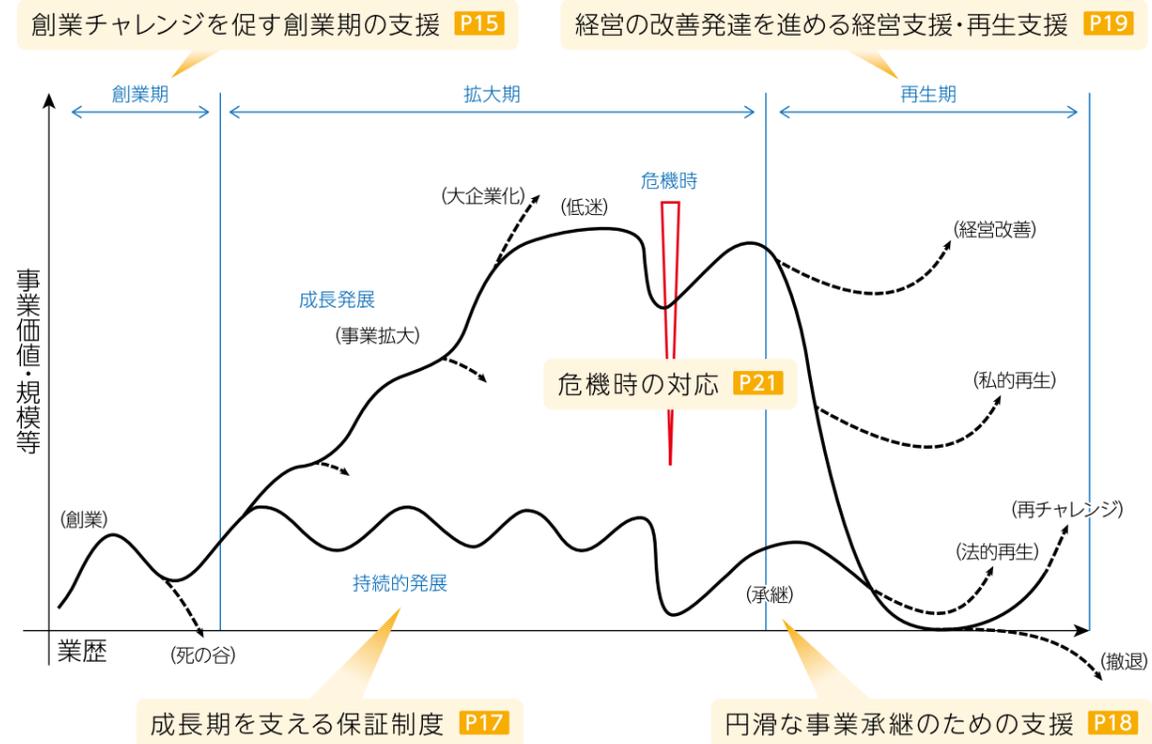
#### 特例承継計画に基づく割引(事業承継応援割引)

特例承継計画を策定し、一定の要件を満たす会社の場合は、保証料率を0.10%割り引きます。ただし、割引は推進保証、協調推進保証(同時実行型、ストック型)、認定支援税理士連携推進保証、長期一括保証に限りません。

# ライフステージに応じた支援



信用補完制度は、中小企業・小規模事業者の資金繰りを支える重要な制度です。中小企業・小規模事業者がライフステージごとの局面で必要とする多様な資金需要に一層きめ細かく対応できるよう、金融機関や支援機関等と連携を図りながら、様々な支援を行っています。



## 金融機関との連携強化

中小企業・小規模事業者の経営の改善発達を一層進めるため、金融機関と連携して中小企業・小規模事業者への経営支援の強化に努めています。

### 金融機関への積極的な訪問、説明会の開催

信用保証業務を円滑に運営するためには、金融機関との連携が不可欠です。信用保証業務についてより一層のご理解をいただくとともに、信頼・協力関係を高め、情報交換により中小企業・小規模事業者の資金需要を的確に把握し、さらなるサービスの強化を図るべく、金融機関へ積極的に訪問しています。また、各金融機関のニーズに応じた「オーダーメイド型」の説明会も積極的に開催しています。令和元年度は、入行1年目や女性融資担当者など対象者を限定した説明会を開催し、本協会職員をチューターとするグループワーク形式を取り入れるなどより実践的な内容の充実に努めました。



## 若手行職員とのつながり

### 信用保証業務説明会の開催

金融機関の若手行職員を対象とし、令和2年1月8日～10日、14日～16日に信用保証業務説明会を開催しました。期間中は、29金融機関、743名のかたにご参加いただきました。

### Shake Hands～広げよう握手の輪～

もっと中小企業の役に立ちたいという想いを金融機関と本協会の若手行職員同士が共有し、金融機関と協会が連携しながらきめ細かな顧客支援へとつなげていくため、「Shake Hands～広げよう握手の輪～」と題し、優良取組事例の共有を呼びかけました。集まった事例を選考し、特に優良とされた事例について、上記の信用保証業務説明会で発表し、多くの参加者と共有するとともに、令和2年1月17日に表彰式を開催しました。



## 金融機関との意見交換会

金融機関とより一層連携を図り、中小企業支援につなげていくため、金融機関本・母店を対象とした意見交換会を開催しました。意見交換会は、地域に分かれて6回開催し、中小企業庁から公表された資料に基づく連携強化策のほか、経営者保証ガイドラインに則った支援対応等について情報交換を行いました。

### 開催日・参加機関

- 令和元年7月4日 名古屋、尾張・知多地区8信用金庫  
愛知信用金庫 いちい信用金庫 瀬戸信用金庫 半田信用金庫 知多信用金庫  
尾西信用金庫 中日信用金庫 東春信用金庫
- 令和元年7月8日 3地方銀行  
愛知銀行 名古屋銀行 中京銀行
- 令和元年7月11日 東三河地区3信用金庫、1信用組合  
豊橋信用金庫 豊川信用金庫 蒲郡信用金庫 豊橋商工信用組合
- 令和元年7月17日 西三河地区4信用金庫、1信用組合  
岡崎信用金庫 豊田信用金庫 碧海信用金庫 西尾信用金庫 愛知県中央信用組合
- 令和元年8月6日 県外7金融機関  
大垣共立銀行 十六銀行 三重銀行 百五銀行 第三銀行 岐阜信用金庫  
東濃信用金庫
- 令和元年10月3日  
三菱UFJ銀行

## 地元信用金庫との協力

令和元年7月12日に相互の経営資源を活用し、各種施策および情報提供等の各分野における相互協力を円滑にし、地域経済の活性化と発展の促進を図ることを目的に「地方創生及び地域産業の発展に向けた連携に関する覚書」を愛知信用金庫、中日信用金庫、東春信用金庫と締結しました。

また、SDB(しんきん信用リスクデータベース)を活用し迅速に資金供給するとともに、信用金庫ならではの地域密着型金融の特性を活かしたモニタリング等を通じ、中小企業・小規模事業者を継続的に支援していく「しんきんACTION保証」を創設しました。



(取扱金融機関:愛知信用金庫、中日信用金庫、東春信用金庫、半田信用金庫、碧海信信用金庫、尾西信用金庫、豊田信用金庫 (令和2年3月末日時点))

## ファンドへの出資

ファンドへの出資を通じて、地域の活性化および雇用の創出・確保に努めています。

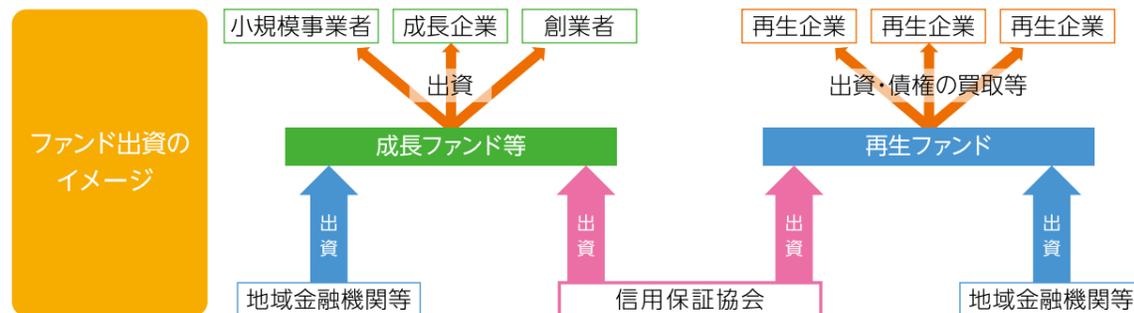
### 創業期・拡大期

東三河地域に本店を置く3つの信用金庫(豊橋信用金庫、豊川信用金庫、蒲郡信用金庫)と連携し、「東三河3信金-信金キャピタル地域応援投資事業有限責任組合(通称:三信金地域応援ファンド)」(平成30年9月組成)に出資し、地元企業の育成・成長支援に取り組んでいます。第1号として株式会社平松食品、第2号として株式会社蒲郡製作所に投資しました。

- 第1号 株式会社平松食品「PHラボ」  
「世界の食卓につくだ煮を」をモットーとする佃煮製造・販売業者  
専門高等学校の社会実習環境構築と地域活性化を目指す「PHラボ」を運営。高校生のアイデアを形に。
- 第2号 株式会社蒲郡製作所  
「モノづくり大好き」を会社理念とする精密部品メーカー  
創業以来、様々な分野において多品種少量生産で高精度部品加工に取り組んできており、最新の切削機を購入し、発注者のさらなる高度要求に対応。

### 再生期

官民一体型の「愛知中小企業再生2号ファンド」(平成25年3月組成)および「同3号ファンド」(平成29年5月組成)に出資し、国、金融機関、支援機関等と連携して、県内の中小企業・小規模事業者の再生に取り組んでいます。



## 創業チャレンジを促す様々な取組

創業者支援の拡充を図るため、次の取組を行っています。

### 創業者向けの保証制度

低保証料率での資金調達が可能 創業関連保証、創業等関連保証

- 対象 ● これから創業をお考えのかたや創業後5年未満のかた
- 保証限度額 合計3,500万円(創業関連保証2,000万円、創業等関連保証1,500万円)
  - 保証期間 10年以内 ● 保証料率 一律年0.80%
- ★固定金利で、さらに低保証料率で利用可能な愛知県融資制度もあります。

### 実績

令和元年度は、1,528件(9,004百万円)の創業保証をご利用いただきました。

年度	H27	H28	H29	H30	R1
件数	453	512	1,075	1,527	1,528
金額(百万円)	2,476	2,781	6,153	9,561	9,004

必要な時に必要な額を  
反復利用することが可能 創業者カードローン  
当座貸越根保証(Souca)

- ≧新≧  
令和元年  
10月1日～
- 対象 ● 創業後5年未満のかた
- 保証限度額 300万円 ● 保証期間 1年以内
  - 保証料率 年0.39%~1.62%



### 創業期にあるかたへのサポート

創業をお考えのかたや創業後間もないかたを対象に、事業に必要な資金等についてきめ細かなアドバイスを行っています。

相談時には、本協会作成の冊子「創業に向けて」を活用し、創業計画の立て方や、創業時の資金繰りを支援する保証制度をご案内しています。

また、地方公共団体、商工会議所等と連携し、愛知県内各地で創業支援セミナーを開催しています。

令和元年度は創業支援セミナーを18回開催しました。また、セミナーへの職員派遣を10回行いました。



## 女性創業者向けの支援

### 女性創業者支援チーム「アイリス」

これから創業をお考えの女性や創業して間もない女性起業家に対して、女性ならではの視点を活かしたきめ細かなサポートを行うことを目的とし、女性職員のみで構成する「アイリス」を設置しています。碧海信用金庫の女性担当者との合同勉強会の他、女性士業グループ「からふる女性応援士隊」とコラボした相談会や他機関と共催した女性創業セミナー等も積極的に実施しています。

### 女性創業者向け業種別交流会

令和元年5月29日、7月27日に本協会を利用されている女性起業家の店舗で、業種別交流会を開催しました。5月29日は洋菓子店「L'ECRIN DE YUMIKO」で、7月27日はカフェ「BERING PLANT」で開催しました。2日間で延べ32名のかたにご参加いただきました。当日は、オーナーの創業体験談に加え、キッチン見学やこだわりのカフェメニューのレシピを教えてくださいました。



### 女性創業セミナー

令和2年1月25日に本協会にて、女性創業セミナーを開催しました。本セミナーは、アイリス立ち上げ以来毎年開催しており、今回は22名のかたにご参加いただきました。当日は、女性税理士および女性起業家のかたに講演いただきました。

## ビジネスプランコンテストへの参加

地元の起業家を発掘・育成し、新規性のある事業により地域振興につなげることを目的として、次のビジネスプランコンテストに協賛機関として参加しました。

### キャンパスベンチャーグランプリ中部

“学生起業家の登竜門”として知られる「第17回キャンパスベンチャーグランプリ中部」に協賛し、令和元年9月9日には本ビジネスプランコンテストへの応募を検討している学生向けの「特別セミナー」で講師を務めました。



### 東三河ビジネスプランコンテスト

「第19回東三河ビジネスプランコンテスト」に協賛し、事務局として審査にも協力しました。

### 知多ビジネスプランコンテスト

「2019C-BPC(知多ビジネスプランコンテスト)」の運営に協力しました。

## 創業後のフォローアップ

本協会を利用して事業を始められたかたに対して、創業後の事業の継続と発展を促すことを目的として、フォローアップを実施しています。具体的には専任担当者が中小企業・小規模事業者を直接訪問し、創業後の状況を伺うとともに、経営課題についての相談にも応じています。また、必要に応じて、専門家派遣の提案や専門相談窓口の紹介等の支援も行っています。

創業者の状況を確認することにより、早期の経営支援、追加保証等の検討につなげています。

令和元年度は495件のフォローアップを実施しました。

## がんばる企業のご紹介

平成29年6月から、本協会を利用されているかた等の創業した経緯や事業へのこだわりなど「生の声」をお届けする「がんばる企業のご紹介」を行っています。本協会を身近に感じていただくとともに、これから創業をお考えのかたの夢の実現の後押しや、同じ経営の悩みを持つ事業者のかたへの気づきの提供を目的としています。令和元年度は、4事業者のかたから「生の声」を伺い、ホームページ上で紹介しています。

取材先の選定からインタビュー、原稿執筆まで本協会職員がすべて行っています。また、バックナンバーを掲載した冊子「Founder's Voice」を発刊しました。



- 第9回 小牧商工会議所起業家助成制度を活用し、子育て中でありながら、創業されたかた
- 第10回 あいちアクセラレーター2018に採択されたスタートアップのかた
- 第11回 「会社の価値」を社員と共有し、前進し続けているかた
- 第12回 予約保証を活用し、BCP(事業継続計画)に取り組むことで、事業基盤の強化に努めているかた

## 成長期を支える保証制度

金融機関と連携・協調することで、適切なリスク分担を図りながら中小企業・小規模事業者の成長を後押ししています。

### 無担保で最長10年の一括返済が可能 長期一括保証「ライナーⅡ」

対象 ● 自己資本比率等一定の財務要件を満たし、同一事業を3年以上営むかた

【条件】 取扱金融機関がメインバンクであるまたは経営支援を実施しておりプロパー融資残高がある

● 保証限度額 2億円 ● 保証期間 10年以内 ● 保証料率 年0.35%~1.74%

### プロパー融資と協調して 無担保の限度額を拡大 同時実行型協調推進保証「コラボあいち」

対象 ● 本協会における保証料率区分が3以上のかた

【条件】 本保証付き融資と同時に60%以上のプロパー融資の貸付実行を行う

● 保証限度額 2億円 ● 保証期間 15年以内 ● 保証料率 年0.35%~1.55%

### プロパー融資と協調して 無担保の限度額を拡大 ストック型協調推進保証「リレーションあいち」

※新  
令和元年  
10月1日~

対象 ● 本協会における保証料率区分が5以上であり債務超過でないかた

【条件】 取扱金融機関との与信取引が1年以上あり、融資残高のうちプロパー融資残高が40%以上ある

● 保証限度額 2億円 ● 保証期間 15年以内 ● 保証料率 年0.35%~1.15%

## 事業承継支援

円滑な事業承継を促進するため、次の取組を行っています。

### 事業承継サポートデスク

令和元年10月に事業承継に関する様々な課題の解決をサポートするための専用窓口「事業承継サポートデスク」を設置しました。個社ごとの多様な承継手法に対する適切な保証制度の提案や、関係機関に向けた事業承継支援に関する情報発信を行っています。

### 関係機関との連携

#### 覚書の締結

令和元年11月7日に名古屋中小企業投資育成株式会社と「中小企業支援に関する覚書」、令和2年1月21日に愛知県事業引継ぎ支援センター（名古屋商工会議所）と「中小企業・小規模事業者の事業承継支援に関する覚書」を締結しました。



【令和元年11月7日】  
名古屋中小企業投資育成株式会社と  
覚書締結



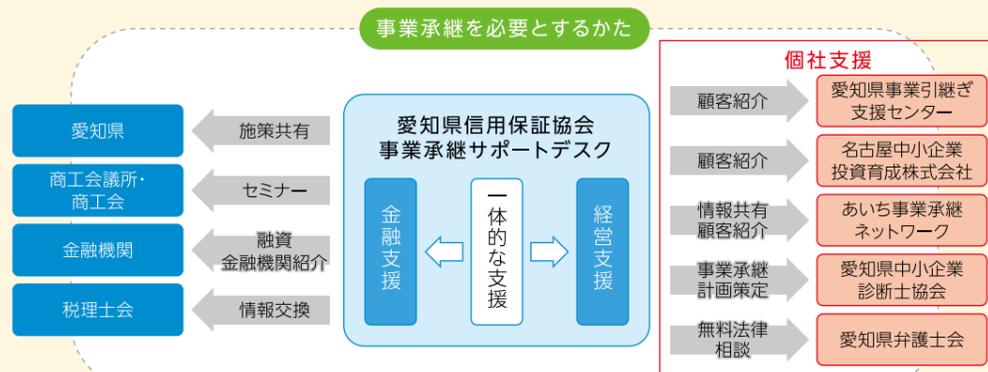
【令和元年11月26日】  
名古屋中小企業投資育成株式会社と  
「親族外承継セミナー」を開催



【令和2年1月21日】  
愛知県事業引継ぎ支援センターと  
覚書締結

#### 事業承継トータルサポート「あいちモデル」

事業承継サポートデスクが架け橋となって、関係機関と連携協力し、それぞれの特徴を活かした一歩踏み込んだ事業承継支援を行えるよう、事業承継トータルサポート「あいちモデル」を構築しました。



### 経営者保証を不要とする新たな保証制度の創設

経営者保証が事業承継の妨げとなる場合に円滑な事業承継を後押しするため、一定の要件を満たす場合に経営者保証を不要とする「事業承継特別保証」の取扱い開始（令和2年4月）に向け、令和元年12月から事前相談を開始しました。

#### 事業承継特別保証

- 経営者保証不要 ● 経営者保証コーディネーターによる確認を受けた場合には保証料率を大幅に軽減
- 経営者保証ありの既存の借入金についても借換可能（本保証で経営者保証を不要に）

### 事業承継セミナーの開催

令和元年11月21日、26日に「事業承継セミナー」を開催しました。21日は西尾商工会議所、26日は大府商工会議所との共催で、各商工会議所において開催し、2日間で延べ41名のかたにご参加いただきました。

当日は、事業承継コーディネーターのかたに「事業承継の心構えや準備」について講演いただきました。また、行政書士のかたからは「落語で学ぶ事業承継」と題し、難しく思われがちな事業承継について身近な事例を踏まえながら落語形式で講演いただきました。

## 経営の改善発達を進める様々な取組

本協会では、中小企業診断士等の資格を有する職員を各部署に配置することにより、経営改善に取り組む中小企業・小規模事業者に対する支援体制を整えています。

また、補助金交付による国のバックアップも受け、実効性の高い経営支援の取組をより一層強化しています。

### ローカルベンチマーク策定支援チーム「アイビー」の立ち上げ

平成31年4月に本協会の中小企業診断士または経営アドバイザー（全国信用保証協会連合会認定）の資格を有する職員が中心となり構成されたローカルベンチマーク策定支援チーム「アイビー」を立ち上げました。「ローカルベンチマーク策定」をお手伝いすることで、中小企業・小規模事業者、金融機関、支援機関および本協会が同じ目線で対話を深めるきっかけづくりを行い、金融支援と経営支援の一体的な取組を推進しています。



### 経営力強化セミナーの開催

中小企業・小規模事業者の経営力を高めることを目的に、有益な施策の紹介および成功している企業の活用事例を発信する「中小企業を元気にする！経営力強化セミナー」を全5回開催し、延べ32名のかたにご参加いただきました。

#### 【テーマ】

- 第1回 ローカルベンチマーク
- 第2回 消費税軽減税率とキャッシュレス化への対応方法
- 第3回 働き方改革への対応と活用したい補助金・助成金
- 第4回 経営力向上のために活用したい補助金・助成金
- 第5回 人手不足時代の対応方法



## 中小企業支援ネットワーク

愛知県内の中小企業・小規模事業者の経営改善・事業再生の促進を目的とした中小企業支援ネットワーク「あいち企業力強化連携会議」の事務局を協会が務めています。参加機関が強固な連携体制を築き、各機関の専門スキルを活かし、地域が一丸となって中小企業・小規模事業者の経営改善に取り組んでいます。

### 参加機関(令和2年4月1日現在)

- 金融機関 (銀行、信用金庫、信用組合、政府系金融機関) ..... 41機関
  - 経営支援機関 (弁護士会、税理士会等の専門機関) ..... 20機関
  - アドバイザー (東海財務局、中部経済産業局、愛知県、名古屋市) ..... 4機関
- 合計65機関

### あいち企業力強化連携会議

令和元年度は、2回の全体会議を開催しました。(令和元年7月22日、令和2年2月19日)  
さらに、個別の中小企業・小規模事業者支援等を目的とする経営サポート会議を延べ30回開催しました。



#### 全体会議

- 関係機関の連携強化
- 経営改善・再生支援目線の共有
- 再生実務のスキルアップと標準化
- 事例発表・講演・情報交換

#### 経営サポート会議

- 個別の中小企業・小規模事業者の支援
- 金融機関による意思決定の迅速化・円滑化の促進

## 税務相談会

創業をお考えのかたや、中小企業・小規模事業者のかたが事業経営に関する税金について気軽に税理士に相談できるよう「税務相談会」を全6回開催しました。

## 専門家と連携した経営支援

中小企業・小規模事業者の抱える経営に関する様々なお悩みを解決するため、専門家と連携した支援を行っています。

### 愛知県中小企業診断士協会との業務提携

平成19年度から公益社団法人愛知県中小企業診断士協会と業務提携し、経営改善に意欲を持ち、経営診断を希望する保証利用企業に専門家を派遣しています。

### 愛知県弁護士会との業務提携

平成30年1月に愛知県弁護士会と業務提携し、法的な経営課題に対して、弁護士がアドバイスを行うピンポイント法律相談を実施しています。

#### 専門家派遣の実績

年度	件数
H29	216
H30	226
R1	238

### 愛知県中小企業再生支援協議会との連携

中小企業再生支援協議会は、地域の中小企業・小規模事業者の再生に向けた取組を支援する公的機関で、金融機関、地方公共団体、商工会議所等で構成されています。愛知県では、名古屋商工会議所内に設置されています。

本協会もその一員として参加するとともに、職員を派遣し関係機関と連携しながら、事業再生に意欲のある中小企業・小規模事業者をサポートしています。

### 日本弁理士会東海会との連携

「知財支援」と「金融支援」を融合し、中小企業・小規模事業者への一層の支援を進め、愛知から「知財経営による中小企業力の強化」を発信するため、令和2年2月6日に日本弁理士会東海会と「知的財産、経営及び金融に関する連携支援についての覚書」を締結しました。



## 危機時の対応

### 「万が一」に備えた事前対策の啓発

BCP策定等による豪雨や台風等の自然災害の「万が一」の備えを啓発するため、ノベルティグッズとして防災ホイッスルを作成しました。災害発生前の対策として利用できる「愛知県融資制度パワーアップ資金防災」や「予約保証」についてまとめたリーフレットとともに配付し、事前対策を呼び掛けています。



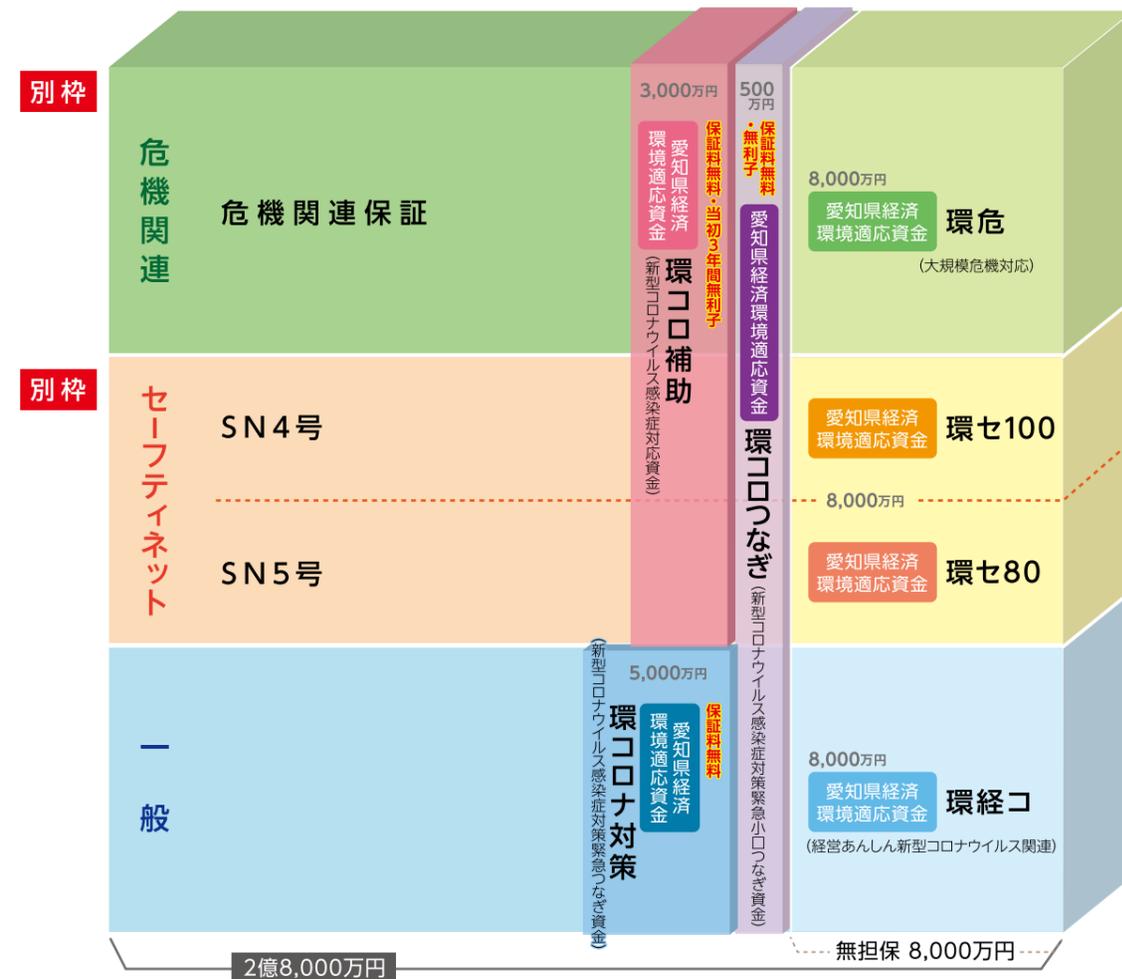
# 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者への支援

本協会では、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業・小規模事業者の相談に応じるため、令和2年1月29日に本協会本・支店に「経営相談窓口」を設置しました。また、資金繰り支援として、経営安定関連保証（セーフティネット保証）、危機関連保証に加え、愛知県と連携した「愛知県融資制度経済環境適応資金 新型コロナウイルス感染症対策緊急つなぎ資金」などを実施し、中小企業・小規模事業者の資金ニーズに迅速かつきめ細かに対応し、中小企業金融のセーフティネット機能の発揮に努めています。

令和2年度においても、信用保証料・利子減免に係る新たな信用保証制度をはじめとした各種支援策を実施し、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業・小規模事業者への支援に全力で取り組んでいます。

## 新型コロナウイルス感染症に関連する保証制度（令和2年6月1日時点）

3階建ての信用保証枠で、中小企業の方々を全力サポート！



## 1. 資金繰り支援の変遷

日付	概要
令和2年2月18日	「愛知県融資制度経済環境適応資金サポート資金 経営あんしん」の要件緩和（環経コ）
令和2年3月2日	セーフティネット保証4号の発動（全ての都道府県を対象地域に指定）
令和2年3月6日	セーフティネット保証5号の対象業種追加（その後も随時追加）
令和2年3月9日	「愛知県融資制度経済環境適応資金 新型コロナウイルス感染症対策緊急つなぎ資金（環コロナ対策）」取扱い開始
令和2年3月13日	危機関連保証の発動
令和2年5月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>「愛知県融資制度経済環境適応資金 新型コロナウイルス感染症対応資金（環コロナ補助）」取扱い開始</li> <li>セーフティネット保証5号の対象業種の全業種指定</li> </ul>
令和2年5月15日	保証対象業種の拡大
令和2年5月18日	「愛知県融資制度経済環境適応資金 新型コロナウイルス感染症対策緊急小口つなぎ資金（環コロナつなぎ）」取扱い開始

## 2. 保証承諾実績（令和2年3月末日時点）

（単位：百万円）

危機関連保証				保証承諾実績	
件数	金額	うち環危		件数	金額
		件数	金額		
104	5,539	79	3,404	5,504件	1,257億円
セーフティネット保証					
件数	金額	うち環セ100		うち環セ80	
		件数	金額	件数	金額
1,501	47,818	1,174	32,094	105	2,812
一般保証					
件数	金額	うち環コロナ対策		うち環経コ	
		件数	金額	件数	金額
3,899	72,359	3,656	69,595	243	2,765

《集計条件》 令和2年3月末日時点の保証承諾件数および金額。

ただし、各保証制度の起点は次のとおり。環経コ 2月18日、環コロナ対策 3月9日、危機関連保証・環危 3月13日。なお、セーフティネット保証については、4号は対象地域に指定された3月2日を起点とし、5号は対象業種が拡大された3月6日を起点とする。

## 3. 支援体制の強化

- 相談窓口の強化**
  - 令和2年1月29日 経営相談窓口設置
  - 令和2年3月7日 休日電話相談の開始
  - 令和2年3月28日 休日窓口相談の開始（事前予約制）
- 内部態勢の強化**
  - 他部門から保証部門への応援や休日出勤による迅速な対応
- 広報の強化（事業者目線での情報発信）**
  - 保証制度概要をまとめたリーフレットの作成
  - ホームページでの最新情報の発信
  - 県内自治体による補助一覧の作成

# 信用保証を利用した創業金融の課題発見、そしてアプローチへ ～女性企業家支援への導き～

## 書籍の出版

令和元年7月に、神戸大学経済経営研究所 副所長・教授 家森信善氏の研究グループとの共同で実施した創業者アンケートのとりまとめとして、書籍『信用保証制度を活用した創業支援～信用保証協会の役割と金融機関連携～』を出版しました。

アンケート調査は、平成29年9月に、創業期にある中小企業・小規模事業者約4,000者を対象に実施したものであり、調査からは創業金融において保証協会が果たすべき役割や、金融機関の役割が明らかとなりました。

出版にあたっては、本協会と同研究グループが連携し、アンケート結果を様々な角度で分析するとともに、中小企業金融の見識を備えた有識者からコメント論文を寄稿していただきました。



アンケート調査により浮き彫りとなった課題を広く共有し、さらなる創業者支援につなげていくため、シンポジウム等を開催しました。

- 令和元年8月21日(午後) シンポジウム(基調講演、パネルディスカッション)
- 令和元年8月22日(午前) 女性チームカンファレンス
- 令和元年8月22日(午後) 女性企業家支援に関する意見交換会

## シンポジウム「創業支援の“これから”を考える～信用保証制度改革と創業支援～」の開催

アンケート調査では、保証協会を利用する創業期の企業において、女性企業家の割合が低いことが明らかになりました。そこで、令和元年8月21日にシンポジウムを開催し、第1部では神戸大学経済経営研究所 家森教授による研究結果報告、第2部は女性創業者支援をテーマとしたパネルディスカッションを行いました。

パネリストには、創業保証を利用した女性創業者、創業支援に特に熱心に取り組む地元金融機関、女性支援に特化した中小企業支援機関等をお招きし、創業金融の課題を共有し、実務者目線で深掘りした議論がなされました。

また、当日は金融機関、関係機関等から232名のかたにご参加いただきました。さらに金融機関や全国の保証協会に向けて、インターネット中継を実施することで、保証協会が果たすべき役割等を広く情報発信しました。

### 第1部 基調講演

「愛知県内の信用保証を利用した創業支援の現状と課題」

講師:神戸大学経済経営研究所 副所長・教授 家森信善氏



### 第2部 パネルディスカッション

「金融機関の役割と女性が輝いて創業できるAICHIをめざして!」

ファシリテーター/神戸大学経済経営研究所 副所長・教授 家森信善氏  
パネリスト/K's kitchen 代表 勝田悦子氏、からふる女性応援士隊 代表 税理士 川村美香氏、  
瀬戸信用金庫 理事長 水野和郎氏、株式会社金融経営研究所 所長 山口省蔵氏、本協会(50音順)  
(本協会) アイリスリーダー 久保田幸子、アイビーリーダー 岩田佳樹

## 女性チームカンファレンス

少子高齢化・人手不足の深刻化等の課題に対し、多様な働き方の実現が求められています。経済産業省においても、平成28年度に、女性活躍推進施策の1つとして、金融機関や支援機関等による「女性起業家等支援ネットワーク」を構築し、女性による起業を後押ししています。



全国の保証協会においても、女性企業家支援の関心の高まりから、女性企業家を支援する専門チームが設置されつつあり、本協会においても平成28年10月に女性創業者支援チーム「アイリス」を設置し、女性目線でのサポートを強化しています。

このような女性企業家支援の高まりを背景に、各保証協会の女性チームが集い、さらなる女性企業家支援につなげるため、令和元年8月22日(午前)に、全国の保証協会ですべて、女性チームを集めた会議(カンファレンス)を開催しました。

当日は、女性チームを設置する16保証協会、メンバー38名と、女性チームは設置していませんが女性企業家支援に積極的に取り組んでいる保証協会から17名のかたにご参加いただきました。

カンファレンスでは、各チームにおける取組を共有することに加え、テーマ別グループトークを実施し、「女性チームとしてどのような支援をしていけるのか」、「女性企業家が抱える特有の課題に対する取組状況」を含む5テーマについて意見交換を行いました。

## 女性企業家支援に関する意見交換会

女性企業家支援における取組課題等を共有することで、保証協会全体における支援内容の底上げを目的に、令和元年8月22日(午後)に「女性企業家支援に関する意見交換会」を開催しました。全国信用保証協会連合会と共催することで全国規模となり、当日は、45協会86名のかたにご参加いただきました。



意見交換会では、女性チームによる先進的な取組を行う6協会(群馬県・富山県・石川県・京都府・島根県の各協会および本協会)が、チーム立ち上げ経緯や取組事例等を発表することで、女性企業家支援の気運を醸成し、支援の実効性を高める契機となりました。また、神戸大学経済経営研究所 家森教授に、各取組について講評していただきました。

# 身近で、頼りにされる公的機関を目指して

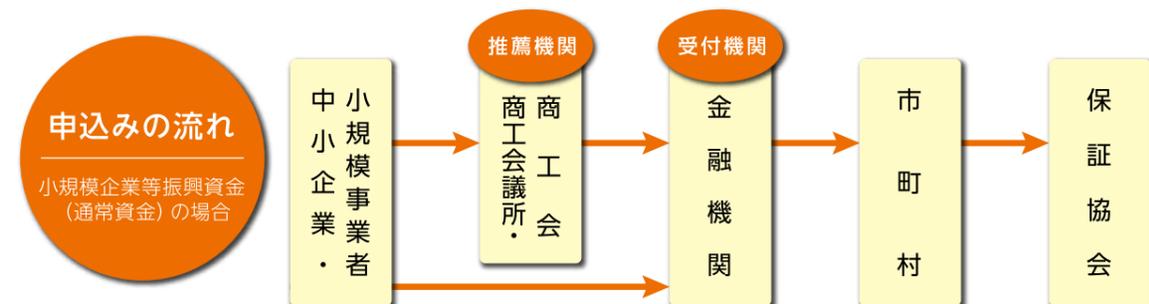


身近で、頼りにされる公的機関を目指して

身近で、頼りにされる公的機関を目指して

## 地方公共団体・中小企業支援機関との連携

金融環境の変化の影響を受けやすい中小企業・小規模事業者は、経営支援と一体で行う金融支援が必要です。このため、愛知県は、中小企業・小規模事業者への経営指導を行う商工会議所・商工会を愛知県融資制度（小規模企業等振興資金、一般事業資金、経済環境適応資金）の推薦機関と位置付け、本協会に対し、中小企業・小規模事業者の定性的な情報をご提供いただいています。



### 商工会議所・商工会は、愛知県融資制度 経済環境適応資金 創業等支援資金の申込受付機関です。

愛知県融資制度 経済環境適応資金のうち創業等支援資金については、商工会議所・商工会および愛知県商工会連合会を申込受付機関と位置付け、創業相談から創業計画の策定、創業後のフォローアップまで一貫した支援ができる体制を整えています。

### 愛知県内の各市町村は、愛知県融資制度 小規模企業等振興資金（小口資金）の申込受付機関です。

愛知県では、名古屋市を除く愛知県内の各市町村を、愛知県融資制度 小規模企業等振興資金（小口資金）の申込受付機関としています。そのため、本協会では、愛知県が当該制度の円滑な運用を図るため開催している各市町村の担当者向けの定例会議（8回）や研修会（2回）の運営に協力しています。

### 信用保証業務に関する情報交換・意見交換を実施しています。

本協会の業務に対する理解と協力を得ることを目的として、名古屋市を除く愛知県内の37市と情報交換および意見交換を行い、本協会の業務に役立てています。

#### 37市訪問

- ・事業概況および事業計画の説明
- ・愛知県融資制度保証の説明
- ・各地域の中小企業・小規模事業者の実情の聴取
- ・協会に対する意見および要望の聴取

#### 信用保証業務打合わせ会

- ・業務実績の説明
- ・創業セミナー実施状況の説明
- ・創業スクール等への講師派遣実績の説明

## 相談業務の充実

本協会では、信用保証に関する相談のみならず、金融機関紹介など、金融全般に関する様々なご相談をお受けするため、「総合相談窓口」を設置しています。

専任職員を配置し、親しみのある対応に努めるとともに、複雑化、多様化するニーズに対して適切なアドバイスを行い、広範な経営相談に応じています。

また、経済情勢の急変等に対応して、各種相談窓口を設置しています。

### 特別相談窓口（令和2年4月1日現在）

- 東日本大震災関連
- 平成28年熊本地震関連

### 相談窓口（令和2年4月1日現在）

- 英国におけるEU残留・離脱を問う国民投票の結果の影響関連
- 賃金水準上昇対策
- 新型コロナウイルス関連（休日窓口も開設）

### 愛知県中小・小規模企業総合相談窓口（令和2年4月1日現在）

- 豚熱関連
- 消費税率引き上げ関連

### その他

「平成31年4月27日から令和元年5月6日までの10連休に係る特別相談窓口」を設置し、周知のため本協会の信用保証・各種サービスを利用いただいたお客様へリーフレットを配布しました。



### 出張定例金融相談会の開催

次の商工会議所・商工会において、総合相談窓口の専任職員による金融相談会を定例で開催しています。

また、中小企業・小規模事業者からの資金需要が高まる年末や年度末には、資金繰り特別相談会を開催しています。

#### 商工会議所

- ・岡崎
- ・豊橋
- ・半田
- ・一宮
- ・瀬戸
- ・蒲郡
- ・豊川
- ・刈谷
- ・豊田
- ・碧南
- ・安城
- ・西尾
- ・津島
- ・春日井
- ・稲沢
- ・常滑
- ・江南
- ・小牧
- ・犬山
- ・東海
- ・大府

#### 商工会

- ・尾張旭市
- ・知多市
- ・田原市

### 中小企業・小規模事業者に寄り添った対応に努めています。

年間2,000件を超える企業訪問を通じて、中小企業・小規模事業者のみなさまに寄り添った対応に努めています。

中小企業・小規模事業者のみなさまと対話させていただくことで、相談・診断・情報提供といった多様なニーズに的確に対応しています。

# SDGs・地方創生への取組



## 愛知県信用保証協会SDGs宣言

本協会は、令和2年1月7日に、SDGs\*の理念・目標に賛同し、持続可能な社会の実現に貢献していくため、SDGs宣言を行いました。

本協会は、これまで信用保証を通じて、地域経済の活性化に努めてきており、取組のひとつひとつが、SDGs17の目標につながっています。

また、愛知県は「SDGs未来都市」として、「世界をリードする日本一の産業の革新・創造拠点（経済面）」と社会・環境面との調和を図った持続可能な都市づくりに力を入れています。

まずは自らが着実に取組を進めるとともに、関係機関とも協働することで、中小企業・小規模事業者にも広く浸透し、地域活性化につながるよう積極的に取り組んでいきます。

\*SDGs(Sustainable Development Goals)は、「誰一人として取り残さない、持続可能な社会の実現」を目指し、2015年9月に国連サミットで採択された国際開発目標です。

## 特定社債保証(SDGs貢献型)の創設

令和2年2月17日に、金融支援を通じたSDGs推進を目的に、SDGs貢献に取り組む中小企業者に着目し、通常の特定社債保証よりも保証料率を引き下げた保証制度を創設しました。

## 持続可能な社会の実現のために私たちができること(本協会のSDGs)

### 愛知県信用保証協会 SDGs マップ

～持続可能な社会の実現のために私たちができること～

◆愛知県信用保証協会 SDGs宣言◆

愛知県信用保証協会は、信用保証を通じて、中小企業・小規模事業者の成長・発展のお手伝いをすることで、地域経済の活性化に努めてきました。本協会のこうした取組は、国連が提唱するSDGs(持続可能な開発目標)の達成につながるものであり、「SDGs未来都市 愛知県」の一員として、信用保証協会の使命を果たすことでSDGsの達成に貢献してまいります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

1 貧困をなくそう

- 資金供給を通じた雇用安定への貢献
- 再チャレンジ支援の推進

16 平和と公正をすべての人に

- コンプライアンスの徹底
- ハラスメントの撲滅
- リスク管理体制の強化
- サイバーセキュリティ管理の体制強化

2 気候変動をゼロに

- 愛知県アグリ特区保証の取扱い
- 食のビジネスあいち知多半島メッセへの協力
- 3010運動の推進

3 すべての人に健康と福祉を

- ヘルプマーク普及パートナーの登録
- AED(自動体外式除細動器)の設置
- ピンクリボン運動への参加

14 海の豊かさを守ろう

- 愛知県融資制度保証「環境・省エネ」の取扱い

4 質の高い教育をみんなに

- 出前講座を通じた金融リテラシーの向上
- 資格取得奨励と自己啓発意欲向上への取組
- 多様な人材の活用

5 ジェンダー平等を實現しよう

- 女性創業者支援
- ワークライフバランスの推進

12 つくばない消費をしよう

- ペーパーレス化への取組

6 安全な水とトイレを世界中に

- 愛知県融資制度保証「環境・省エネ」の取扱い

7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに

- LED照明導入による省電力、省エネの推進

10 人や国の不平等をなくそう

- アティックアートプロジェクトへの参加

9 産業と技術革新の基盤をつくろう

- 大規模な経済危機、災害時のセーフティネット機能の役割
- セミナーや創業者フォローアップを通じた創業支援
- 地方公共団体や専門家と連携した事業承継支援
- ビジネスマッチングへの参加

8 働きがいも経済成長も

- ニーズに応じた適正保証の推進
- ファンドへの出資
- IT技術の活用等による生産性向上



## 愛知県アグリ特区保証の取扱い

地域経済の活性化に向けて、農業と商工業をあわせて行う事業者の6次産業化を促進することを目的に、商工業とともに農業の実施に必要な資金を供給する「愛知県国家戦略特別区域農業保証(愛知県アグリ特区保証)」の取扱いをしています。



また、商工業者が農業に新規参入する6次産業化は、経営の幅が広がることによる収益力向上や地域の雇用創出等が期待されており、ともに6次産業化に必要な資金を取り扱う農業信用保証基金協会と、令和元年12月17日に連携強化に向けた意見交換会を実施しました。



## ヘルプマーク普及パートナーの登録

令和元年10月7日に、愛知県から「ヘルプマーク普及パートナー」に登録されました。外見からはわからなくても援助や配慮を必要としている方々への理解を広めるため、ヘルプマークの普及啓発活動に取り組んでいます。

## ピンクリボン運動への参加

女性の活躍を後押しするため、愛知県で乳がんの早期発見・早期診断・早期治療の大切さを伝え、乳がん検診受診率の向上を目指す「名古屋ピンクリボンフェスタ オフィシャルサポーター」に参加しています。令和元年10月1日に開催された「名古屋ピンクリボンフェスタ2019」には「アイリス」がボランティアスタッフとして参加しました。



## 出前講座を通じた金融リテラシーの向上

### ●大学等での出前講座

地域経済の未来を担う学生のアントレプレナーシップの醸成を図るため、平成21年度から地元の大学や高等学校への出前講座を実施しています。令和元年度の開催回数は11回(大学9回、高等学校1回、専門学校1回)となり、こうした学術機関と連携した取組は広がっています。



講座では、中小企業・小規模事業者の現状や信用補完制度を通じた保証協会の役割について説明するとともに、起業を身近に感じてもらえるよう本協会を利用されている「がんばる企業」も紹介しています。また、起業に必要な知識をよりわかりやすく伝えるため、「ビジネスプランの作成」をテーマとしたグループワークを取り入れた活動も行っています。

- |        |               |             |                 |
|--------|---------------|-------------|-----------------|
| 愛知大学   | 令和元年6月19日、24日 | 愛知学院大学      | 令和元年7月2日        |
| 愛知産業大学 | 令和元年12月9日     | 愛知淑徳大学      | 令和元年6月28日、12月6日 |
| 東海学園大学 | 令和元年7月9日      | 名古屋市立大学     | 令和元年6月11日       |
| 南山大学   | 令和元年11月28日    | 大原法律公務員専門学校 | 令和2年2月6日        |
| 新城高等学校 | 令和2年2月4日      |             |                 |

### ●3大学との意見交換会

大学等での出前講座をはじめとする学術機関連携事業に係る意見交換および情報共有を図るため、令和元年11月20日に、3大学\*との意見交換会を実施しました。



\*出前講座にご協力いただいている愛知産業大学経営学部 教授 奥田氏、愛知大学経済学部 教授 沈氏、愛知大学経営学部 准教授 富村氏、東海学園大学経営学部 准教授 丸山氏に出席いただきました。

## ビジネスマッチングへの参加

様々な機関が開催するビジネスフェアに積極的に参加し、信用保証のPRに努めています。令和元年度は、4会場に出展しました。

### 第14回しんきんビジネス マッチング「ビジネスフェア2019」

令和元年10月16日

▶ ポートメッセなごや ▶ 来場者数 3,300人  
東海地区信用保証協会(静岡県・名古屋市・岐阜県・岐阜市・三重県および本協会)の合同で出展しています。



### こまき産業フェスタ2019

令和元年5月25日、26日

▶ パークアリーナ小牧 ▶ 来場者数 18,000人

### メッセナゴヤ2019

令和元年11月6日～9日

▶ ポートメッセなごや ▶ 来場者数 62,000人  
業種や業態の枠を超え、出展各社の取引拡大や異業種交流を図る「異業種交流の祭典」として開催されている、メッセナゴヤに出展しました。本協会は、平成20年以降出展しています。



### かすがいビジネスフォーラム2019

令和元年11月15日、16日

▶ 春日井市総合体育館 ▶ 来場者数 8,300人

## アティックアートプロジェクトへの参加

障がい乗り越え、自立を目指す才能あるアーティストを応援するアティックアートプロジェクトに参加し、愛知県内の障がいをお持ちのかたが描いた絵画作品をデザインに採用したノベルティグッズを作成しました。また、愛知県と一般社団法人アティックアートが連携し、障がいのあるかたの作品を社屋等に展示する作品展「あいちアール・ブリュット×(一社)アティックアート連携作品展 まちなかギャラリー」を、本協会本店(令和2年2月15日～)および西三河支店(令和2年2月25日～)で開催しました。



## 地域行事への積極的参加

地元根差した公的機関として、地域のみなさまとの交流を深めるため、令和元年10月26日に中村公園一帯で開催された「第30回中村区民まつり」に出展しました。令和元年度は、4回目の出展となりました。



## 認知症サポーターの養成

本協会は、愛知県から「あいち認知症パートナー企業」に認定されています。「認知症に理解の深いまちづくり」の実現にじぶんごととして取り組む企業として、令和元年10月10日に、「認知症への正しい理解を深めるための『認知症サポーター養成講座』を開催し、役職員34名が受講しました。

## もっと、そばに。生まれ変わる西三河支店

昭和47年から岡崎市久後崎の地で、地域とともに歩んできた西三河支店は、令和2年2月25日に、「もっと、そばに。」をモットーに、新築移転オープンしました。新たな店舗では、「お客様とのコミュニケーションの促進」をコンセプトに、ホスピタリティの精神でみなさまをお迎えします。



移転オープンにあたっては、関係機関の方々をお招きし、オープニングセレモニーを開催しました。

「名鉄東岡崎駅から徒歩3分」、さらに近くなった西三河支店は、温かみのある店舗に生まれ変わり、みなさまのそばで、さらなるサポートに取り組んでいきます。



**地産地消**  
岡崎市額田地区産のヒノキを使用した受付カウンター

木目を基調とした執務室

イメージキャラクター作成



似顔絵の掲示

セレモニー当日は、支店職員の熱い思いがかけられた似顔絵を掲示しました。



岡崎の特産品「八丁味噌」をモチーフとした西三河版のえじねこを作成しました。



本協会のPRおよび信用保証について一層のご理解をいただくため、様々な広報活動を実施しています。

## 協会PR動画

一人でも多くのかたに本協会の存在を知っていただけるよう作成した協会PR動画(創業篇、経営支援篇)を本協会1階のデジタルサイネージ、YouTube、駅周辺案内図「ナビタ」、新幹線名古屋駅前大型ビジョンNAGYに掲載しました。

また、テレビ愛知「工場へ行こう Part II」のスポンサーとなり、テレビCMも実施しました。



駅周辺案内図「ナビタ」



新幹線名古屋駅前大型ビジョンNAGY

こちらから  
ぜひご覧ください!



## ラジオCM

東海ラジオ、CBCラジオ、FM愛知、ZIP-FMにおいてサウンドロゴを活用したラジオCMを実施しています。

また、東海ラジオ、CBCラジオ、FM愛知のラジオカーに出演し、セミナー開催や西三河支店の移転等についてお知らせしました。



## プレスリリース

本協会の取組や新たな保証制度等について、各種メディアに積極的にプレスリリースを行っています。

## ホームページ

中小企業・小規模事業者のみならず創業をお考えのかたが知りたい情報をタイムリーに提供しています。また、より安全性を高めるため、ホームページの常時SSL化を実施しました。

## 新聞広告

中日新聞、中部経済新聞において定期広告およびスポット広告を掲載しています。

中部経済新聞では、4コマ漫画で本協会の取組と企業紹介をあわせて表現したPR広告を掲載しました。



## ノベルティ

イメージキャラクター等を使ったノベルティグッズを作成しています。



## パンフレット・リーフレット

創業をお考えのかたに対して、創業に至るまでの流れ、申込手続等を詳しく案内する「創業に向けて」、よりわかりやすく保証制度や経営支援メニュー等を紹介する各種リーフレットを作成しています。

## エスカ地下街広告看板

本協会の本店はエスカ地下街E2出口を出てすぐのところに位置しており、目印となるよう出口付近に看板を設置しています。よりわかりやすくなるよう看板を一新しました。



## 各種機関紙への広告掲載

商工会議所会報誌などに定期的に広告を掲載しています。

## インターネット広告

インターネット広告を活用したセミナー参加者の募集を実施しました。

## 熱中症予防 かもめタウンへの 広告掲載

地域企業・名古屋市消防局・郵便局が三位一体となり、名古屋市内の地域住民のかたへ熱中症予防の注意喚起を行う「かもめタウン」に広告を掲載しました。

## 車両広告

メッセナゴヤの出展にあわせて、あおなみ線の車両への広告掲載を実施しました。

# 信用保証の利用度



# 信用保証の実績



## 信用保証利用度の推移

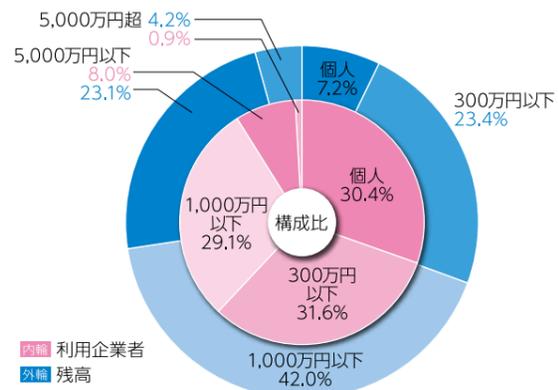
愛知県内の中小企業総数21万企業のうち、約5万8千企業が本協会の信用保証を利用されています。

年度	H27	H28	H29	H30	R1
県内中小企業者	220,767				208,310
年度末利用企業者	66,580	63,693	61,388	59,586	57,708
企業利用度(%)	30.2	28.9	27.8	27.0	27.7

(注1) 県内中小企業数は、「中小企業白書」(中小企業庁)により、数年ごとの調査となっています。  
 (注2) 年度末保証利用企業者数には、名古屋市信用保証協会の利用者数を含みません。よって、利用度は、県内利用度ではありません。

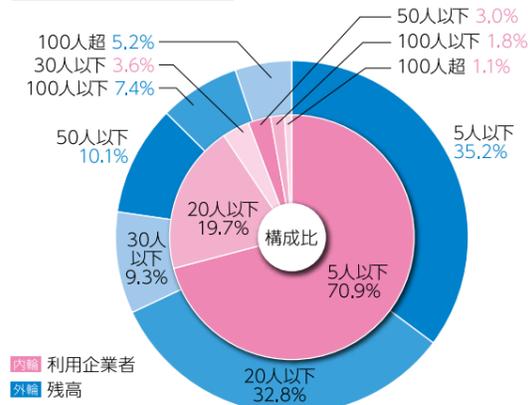
## 保証利用企業者の内容(令和元年度)

### 資本金別



資本金	利用企業者	残高(億円)
個人	17,560	829
300万円以下	18,212	2,679
1,000万円以下	16,765	4,804
5,000万円以下	4,603	2,649
5,000万円超	542	478
組合	26	5
合計	57,708	11,443

### 従業員数別



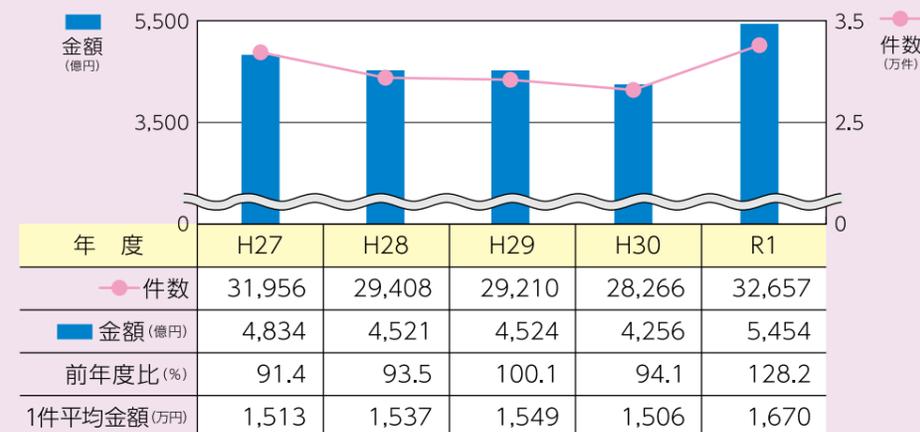
従業員数	利用企業者	残高(億円)
5人以下	40,905	4,033
20人以下	11,371	3,750
30人以下	2,054	1,063
50人以下	1,706	1,151
100人以下	1,061	849
100人超	611	597
合計	57,708	11,443

(注) 数値の単位未満は、四捨五入しているため、内訳と合計値が一致しない場合があります。

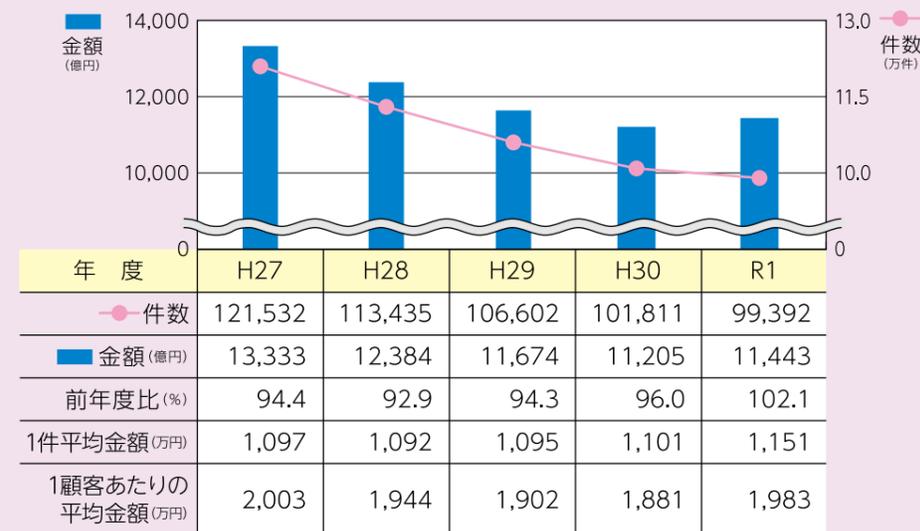
## 保証の状況

### 最近5年間の保証状況

#### 保証承諾

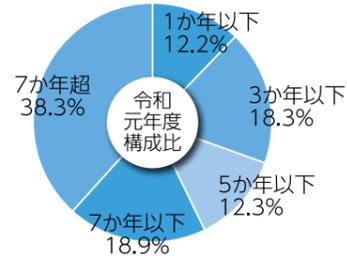


#### 保証債務残高



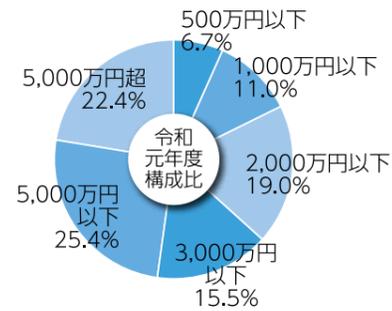
# 保証の内容

## 期間別保証承諾



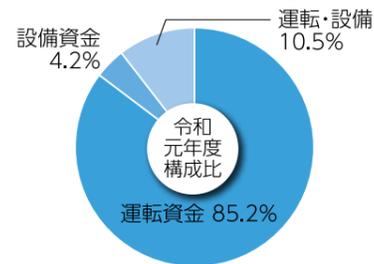
区分	年度	H29	H30	R1
1か年以下		698	665	664
3か年以下		317	316	1,001
5か年以下		770	708	670
7か年以下		1,175	1,019	1,031
7か年超		1,565	1,548	2,089
合計		4,524	4,256	5,454

## 金額別保証承諾



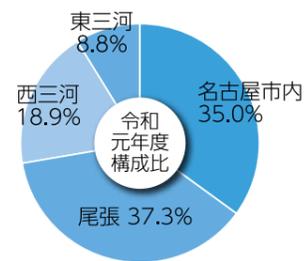
区分	年度	H29	H30	R1
500万円以下		334	332	365
1,000万円以下		534	517	600
2,000万円以下		928	946	1,038
3,000万円以下		742	680	843
5,000万円以下		980	857	1,387
5,000万円超		1,005	924	1,220
合計		4,524	4,256	5,454

## 資金用途別保証承諾



区分	年度	H29	H30	R1
運転資金		3,828	3,487	4,649
設備資金		195	216	232
運転・設備		502	552	573
合計		4,524	4,256	5,454

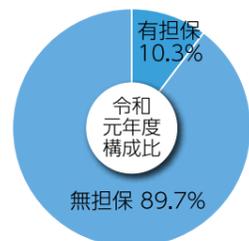
## 地区別保証承諾



区分	年度	H29	H30	R1
名古屋市内		1,291	1,209	1,907
尾張*		1,788	1,795	2,035
西三河		966	818	1,032
東三河		480	433	480
合計		4,524	4,256	5,454

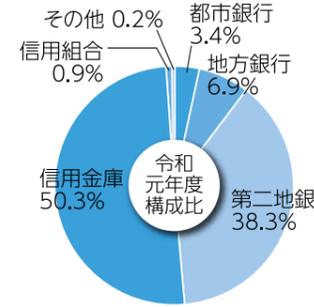
\*名古屋市内を除く

## 担保別保証承諾



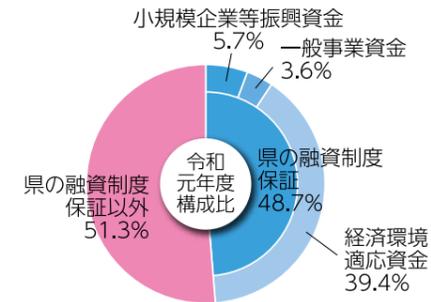
区分	年度	H29	H30	R1
有担保		593	549	564
無担保		3,932	3,706	4,890
合計		4,524	4,256	5,454

## 金融機関群別保証承諾



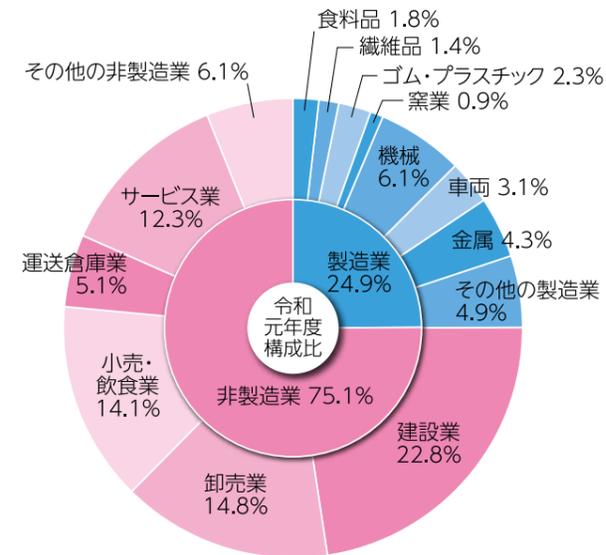
区分	年度	H29	H30	R1
都市銀行		249	206	187
地方銀行		365	335	377
第二地銀		1,605	1,527	2,087
信用金庫		2,256	2,144	2,745
信用組合		36	36	47
その他		14	6	12
合計		4,524	4,256	5,454

## 制度別保証承諾



区分	年度	H29	H30	R1
県の融資制度保証		2,091	1,578	2,657
小規模企業等振興資金		318	333	311
一般事業資金		407	186	198
経済環境適応資金		1,366	1,060	2,148
県の融資制度保証以外		2,433	2,677	2,797
合計		4,524	4,256	5,454

## 業種別保証承諾

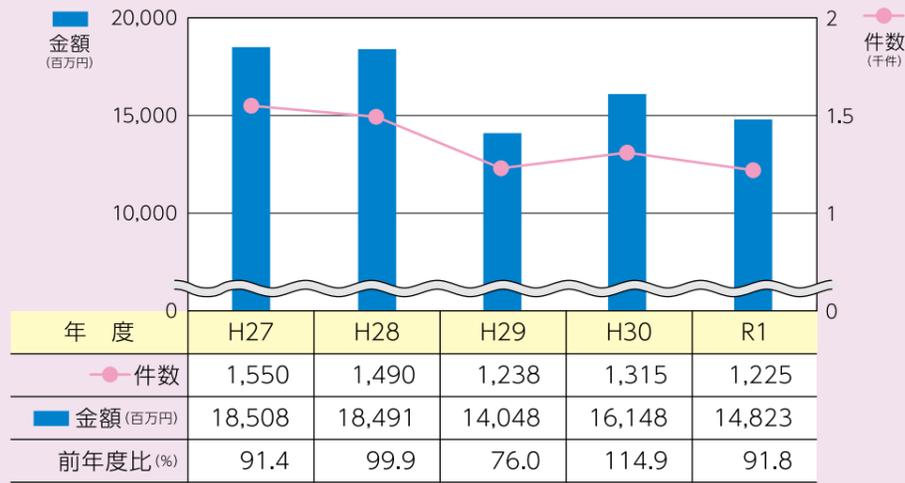


区分	年度	H29	H30	R1
製造業		1,136	1,040	1,357
食料品		80	77	99
繊維品		65	65	75
ゴム・プラスチック		114	102	125
窯業		43	41	47
機械		278	227	335
車両		126	132	172
金属		192	181	236
その他の製造業		239	215	269
非製造業		3,388	3,215	4,096
建設業		1,120	1,034	1,242
卸売業		654	608	806
小売・飲食業		630	590	767
運送倉庫業		242	223	277
サービス業		509	522	673
その他の非製造業		234	239	332
合計		4,524	4,256	5,454

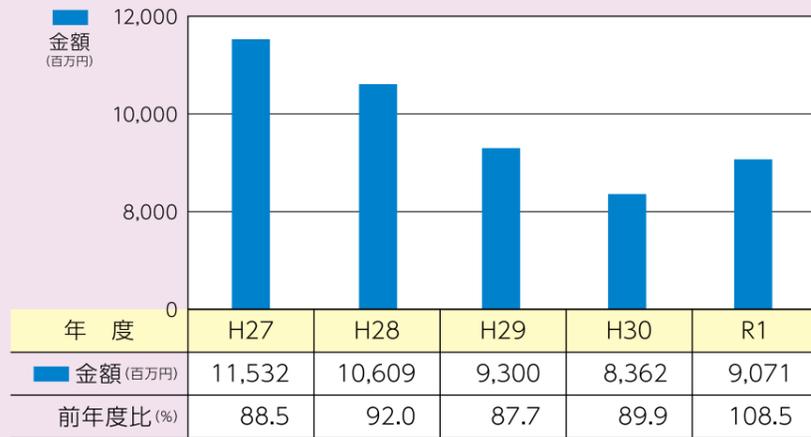
# 代位弁済および求償権の状況

## 最近5年間の代位弁済および求償権

### 代位弁済（元利計）

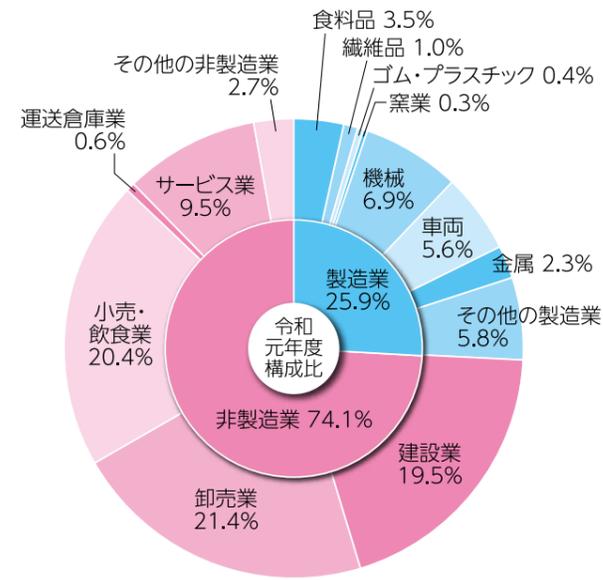


### 求償権残高



# 代位弁済の内容

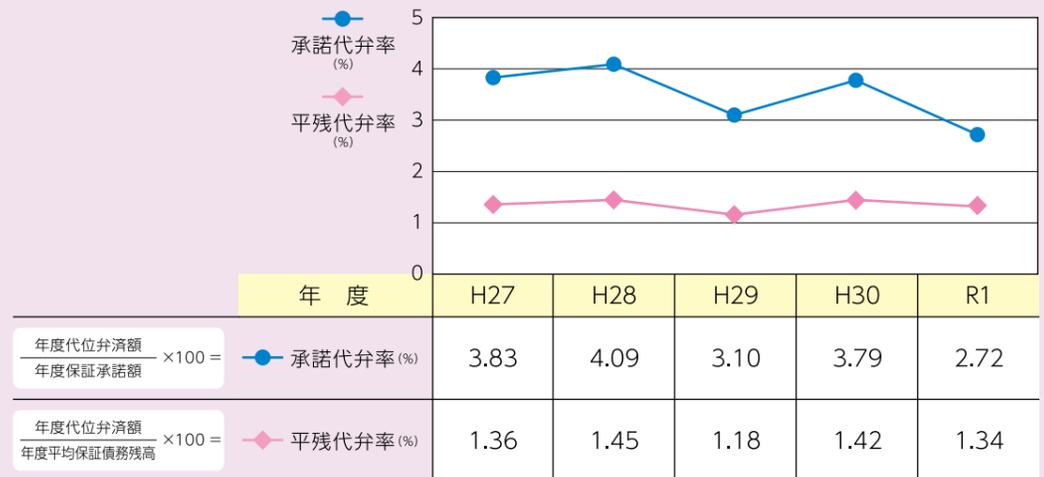
## 業種別代位弁済



(単位 百万円)

区分	年度	H29	H30	R1
製造業	製造業	2,358	2,986	3,840
	食料品	420	208	526
	繊維品	246	330	151
	ゴム・プラスチック	170	364	61
	窯業	0	85	48
	機械	459	260	1,027
	車両	280	357	823
	金属	154	237	341
	その他の製造業	629	1,145	864
	非製造業	非製造業	11,690	13,162
建設業		3,423	3,537	2,895
卸売業		3,139	3,334	3,179
小売・飲食業		2,796	3,745	3,022
運送倉庫業		82	261	83
サービス業		1,501	1,689	1,406
その他の非製造業		748	598	398
合計		14,048	16,148	14,823

## 代位弁済率とその推移



$$\frac{\text{年度代位弁済額}}{\text{年度保証承諾額}} \times 100 = \text{承諾代弁率(%)}$$

$$\frac{\text{年度代位弁済額}}{\text{年度平均保証債務残高}} \times 100 = \text{平残代弁率(%)}$$

# 2019年度(令和元年度)決算



## 収支計算書 (2019年(平成31年)4月1日から2020年(令和2年)3月31日まで)

科目	金額
<b>経常収入</b>	<b>13,552,203</b>
保証料	10,672,022
預け金利息	10,647
有価証券利息配当金	1,170,892
延滞保証料	3
損害金	69,551
事務補助金	62,083
責任共有負担金	1,459,408
雑収入	107,597
<b>経常支出</b>	<b>10,741,434</b>
業務費	4,432,712
借入金利息	0
信用保険料	6,308,097
責任共有負担金納付金	0
雑支出	624
<b>経常収支差額</b>	<b>2,810,769</b>
<b>経常外収入</b>	<b>23,348,120</b>
償却求償権回収金	288,976
責任準備金戻入	6,785,339
求償権償却準備金戻入	4,944,842
求償権補てん金戻入	11,328,962
保険金	9,857,688
損失補償補てん金	1,471,274
その他収入	0
<b>経常外支出</b>	<b>24,708,135</b>
求償権償却	12,912,580
雑勘定償却	10,339
退職金	6,595
責任準備金繰入	6,951,097
求償権償却準備金繰入	4,824,870
その他支出	2,654
<b>経常外収支差額</b>	<b>▲1,360,016</b>
制度改革促進基金取崩額	0
収支差額変動準備金取崩額	0
<b>当期収支差額</b>	<b>1,450,754</b>
収支差額変動準備金繰入額	725,377
基本財産繰入額	725,377

左表は、信用保証協会法施行規則等に基づいて作成した収支計算書ですが、よりご理解いただくため経常外収支について純増減額をわかりやすく表示すると下表のようになります。

科目	金額
償却求償権回収金	288,976
責任準備金	
戻入	6,785,339
繰入	▲6,951,097
(当期純戻入額)	▲165,758
求償権償却準備金	
戻入	4,944,842
繰入	▲4,824,870
(当期純戻入額)	119,972
求償権償却	
求償権償却	▲12,912,580
求償権補てん金戻入	11,328,962
保険金	9,857,688
損失補償補てん金	1,471,274
(当期自己償却額)	▲1,583,618
その他	▲19,588
<b>経常外収支差額</b>	<b>▲1,360,016</b>

(注) ①+②+③+④+⑤=⑥となります

(注) 数値の単位未満は、四捨五入しているため、内訳と合計値が一致しない場合があります。

## “収支計算書”の用語解説

### 信用保険料

公庫へ支払う信用保険料のうち、当該決算期間に対応する額「当期支払保険料+前期末未経過保険料+当期末未払保険料-前期末未払保険料-当期末未経過保険料」を計上しています。

### 責任共有負担金納付金

責任共有制度において、金融機関から受領した負担金の一部を公庫へ納付しています。

### 求償権償却

当期において、法的整理等の結果回収不能となり償却した求償権、受領した保険金等により償却した求償権を計上しています。

### 責任準備金

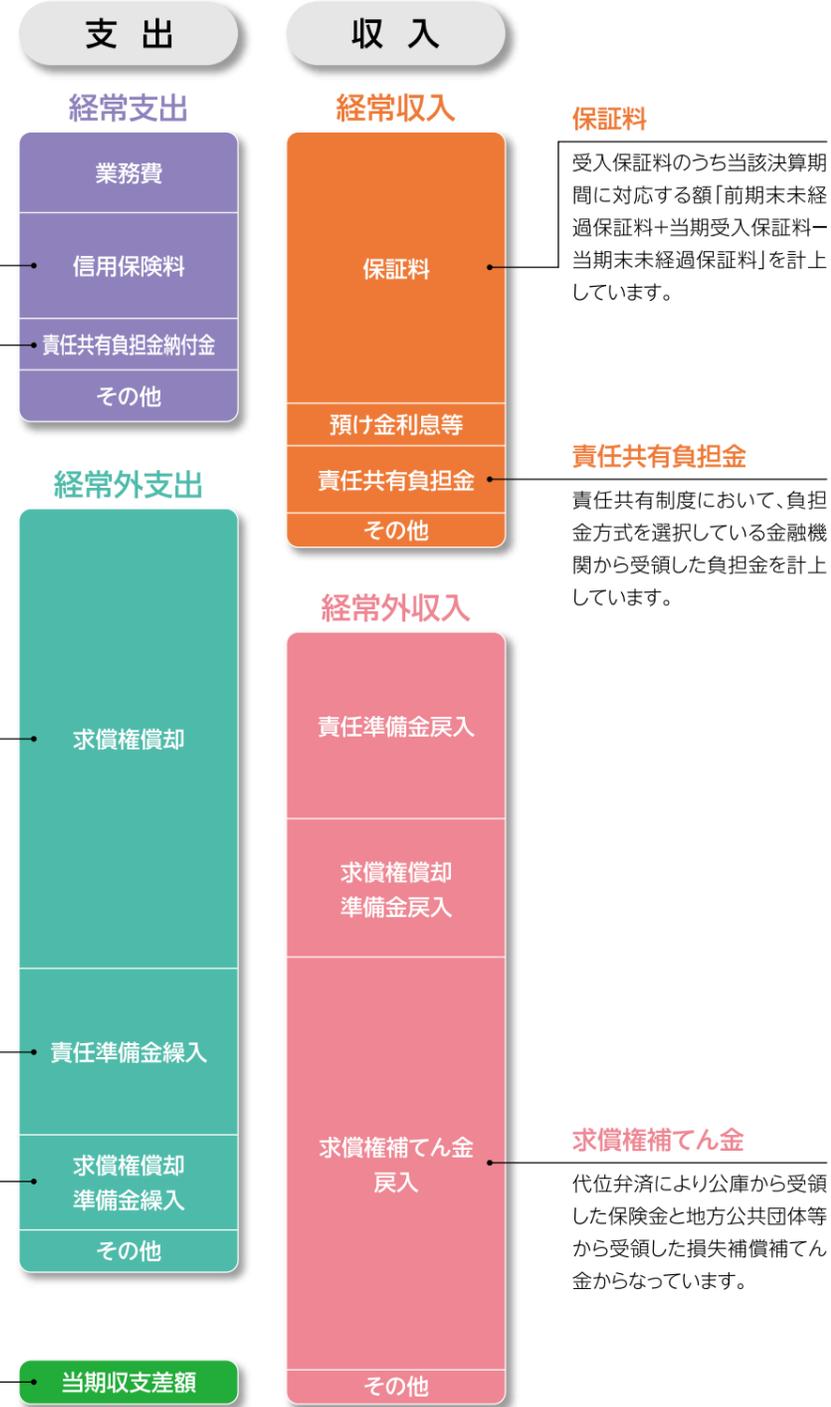
景気変動等により代位弁済が想定以上に増加した場合の備え(支払資金)として、保証債務残高に対して一定の割合を積み立てています。

### 求償権償却準備金

協会資産の健全性を保つ観点から、求償権の回収不能額を見積もって一定の割合を積み立てています。

### 当期収支差額

基本財産および収支差額変動準備金に組入れ、協会が健全な経営を行い、公共的使命を果たしていくうえで必要不可欠な基本財産等の充実に充てています。



当期収支差額

# 貸借対照表 (2020年(令和2年)3月31日時点)

(単位:千円)

借方		貸方	
科目	金額	科目	金額
現金	558	基本財産	102,364,104
預け金	26,549,211	基金	4,733,949
有価証券	143,201,976	基金準備金	97,630,155
その他有価証券	50,332	制度改革促進基金	0
動産・不動産	8,921,111	収支差額変動準備金	43,550,353
損失補償金見返	70,884,806	責任準備金	6,951,097
保証債務見返	1,144,298,204	求償権償却準備金	4,824,870
求償権	9,071,011	退職給与引当金	2,825,696
雑勘定	3,326,494	損失補償金	70,884,806
未経過保険料	2,947,397	保証債務	1,144,298,204
未収利息	140,758	借入金	0
その他	238,339	長期借入金	0
		短期借入金	0
		雑勘定	30,604,571
		未経過保証料	30,205,919
		仮受金	41,629
		保険納付金	301,576
		損失補償納付金	30,132
		未払保険料	10,675
		未払費用	14,641
合計	1,406,303,702	合計	1,406,303,702

上表は、信用保証協会法施行規則等に基づいて作成した貸借対照表ですが、よりご理解いただくため、一般企業における貸借対照表の表示等に置き換えると次のようになります。

(単位:千円)

借方		貸方	
科目	金額	科目	金額
<b>【資産】</b>		<b>【負債】</b>	
現金・預け金	26,549,769	責任準備金	6,951,097
有価証券	143,201,976	退職給与引当金	2,825,696
その他有価証券	50,332	借入金	0
動産・不動産	8,921,111	雑勘定	30,604,571
求償権	9,071,011	未経過保証料	30,205,919
求償権償却準備金	▲ 4,824,870	その他	398,652
雑勘定	3,326,494	<b>負債合計</b>	<b>40,381,365</b>
未経過保険料	2,947,397	<b>【正味財産】</b>	
その他	379,097	基本財産	102,364,104
		基金	4,733,949
		基金準備金	97,630,155
		制度改革促進基金	0
		収支差額変動準備金	43,550,353
		<b>正味財産合計</b>	<b>145,914,457</b>
合計	186,295,822	<b>負債および正味財産合計</b>	<b>186,295,822</b>

(注1) 次については、備忘勘定で借方・貸方同額のため、上表から除いています。  
 ・保証債務見返(借方)、保証債務(貸方) 1,144,298,204千円  
 ・損失補償金見返(借方)、損失補償金(貸方) 70,884,806千円  
 (注2) 数値の単位未満は、四捨五入しているため、内訳と合計値が一致しない場合があります。

# “貸借対照表”の用語解説

## 預け金

各金融機関へ預託しています。

## 有価証券

代位弁済の支払準備資産として保有する国債、地方債、社債等を計上しています。

## 損失補償金見返

貸方の損失補償金のうち、地方公共団体等が行う損失補償限度額の見返りとして計上しています。

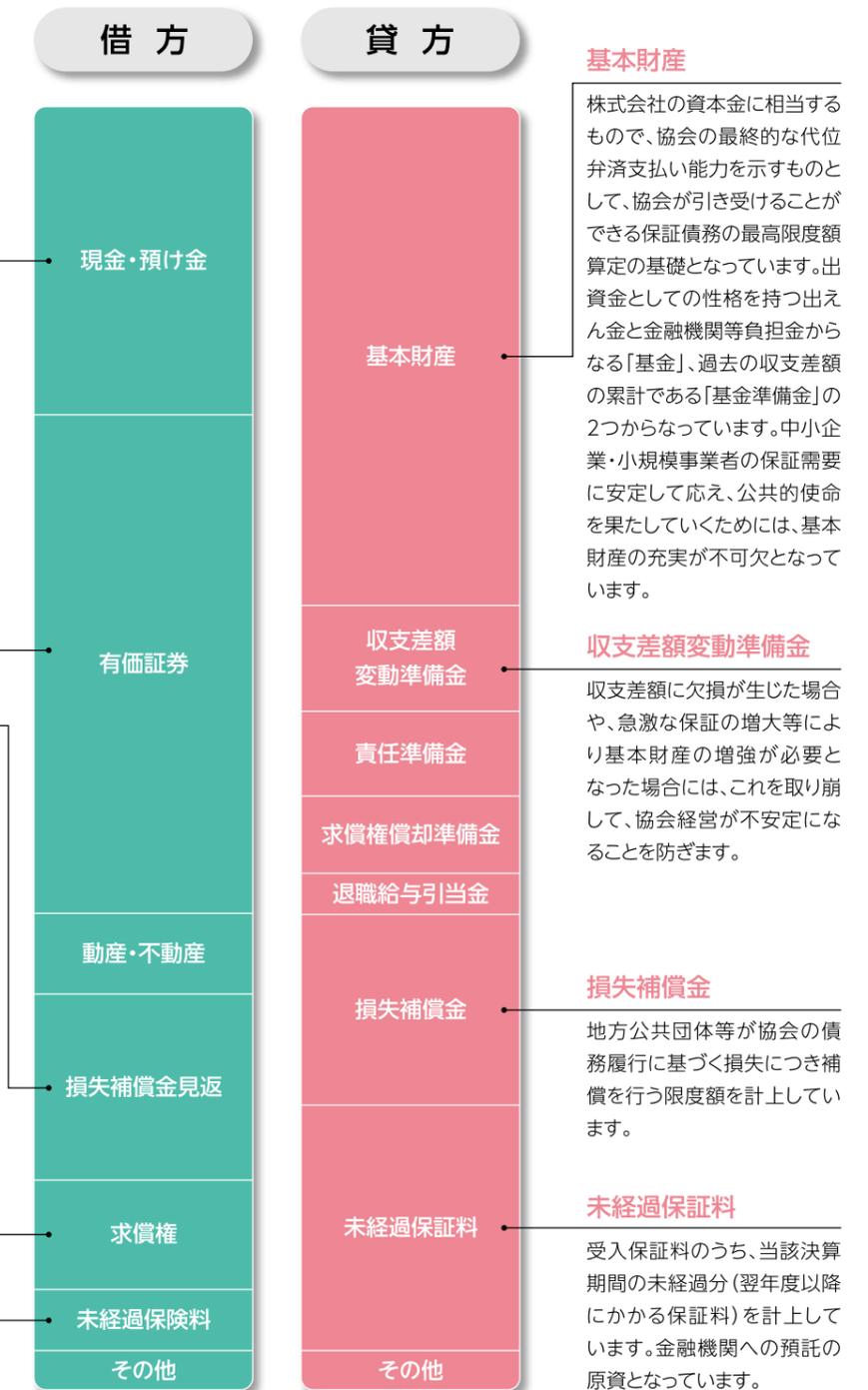
## 求償権

協会が、中小企業・小規模事業者にかわり、金融機関に債務の支払い(代位弁済)をしたときに、その中小企業・小規模事業者に対して持つことになる債権を求償権といいます。経理上の求償権は、代位弁済した金額から回収金および公庫の保険金受領分等を控除した額です。

## 未経過保険料

当年度中に公庫に支払った保険料のうち、翌年度にかかる部分を計上しています。

(注) 保証債務見返(資産)と保証債務(負債)は、同額のため、このグラフからは除いています。



# 個人情報保護宣言 (令和2年4月1日現在)



愛知県信用保証協会は、信用保証協会法(昭和28年8月10日法律第196号)に基づく法人であり、中小企業等のみなさまが金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等のみなさまに対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくこととなりますが、お客様の個人情報の取扱いについて、以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

## 1. 個人情報に関する法令等の遵守

本協会は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)などの法令、ガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

## 2. 個人情報の取得・利用・提供

- 本協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のために、お客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては、本協会ホームページの「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の「1 本協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。
- お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。
- 本協会が加盟する個人信用情報機関から提供を受けた情報であって、お客様の返済能力に関するものを、お客様の返済能力の調査以外の目的には使用いたしません。

## 3. 個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・技術的安全管理措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取組を見直します。

## 4. 個人情報保護の維持・改善

本協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取組を見直します。

## 5. 個人データの委託

- 本協会は、個人情報の保護に関する法律第23条第5項第1号の規定に基づき、個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- 委託する場合には、適正な取扱いを確保するため、契約の締結、実施状況の点検などを行います。

## 6. 保有個人データの開示・利用目的の通知

- 法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、本協会が保有するお客様ご自身の個人データの開示およびその利用目的の通知を求めることができます。
- 請求の方法は、本協会ホームページに掲載してある個人情報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して本協会窓口(または郵送)してください。

## 7. 保有個人データの訂正・削除、利用停止、第三者提供の停止

- 本協会が保有する個人データに誤りがある場合は、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、訂正または削除いたします。
- お客様の個人情報を不適切に取得し、または目的外に利用している場合には、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの利用停止をいたします。
- お客様の個人情報を個人情報の保護に関する法律第23条に違反して第三者に提供している場合には、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの第三者提供を停止いたします。
- 6および7の具体的な手続につきましては、本協会ホームページの「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の「8③ 開示等の請求等に応じる手続等に関する事項」をご覧ください。

## 8. 質問・苦情への対応

本協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について、適切かつ迅速に取り組みます。

## 9. 開示・利用目的の通知・訂正・利用停止・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情の窓口

本協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は、以下のとおりです。

所在地	名古屋市中村区椿町7番9号
電話番号	052-454-0503
部署名	コンプライアンス統括室

# コンプライアンス態勢

本協会は、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な事業活動を遂行することに役職員一丸となって、積極的に取り組んでいます。

これを実践するために社会からの揺るぎない信頼の確立を目指し、倫理憲章を定めています。

## 愛知県信用保証協会倫理憲章

### 信用保証協会の公共性と社会的責任

信用保証協会の公共性と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて信頼の確立を図ります。

### 質の高い信用保証サービス

経営の効率化に努め、創意と工夫を活かした質の高い信用保証サービスの提供を通じて、地域経済の発展に貢献します。

### 法令やルールの厳格な遵守

あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な事業活動を遂行します。

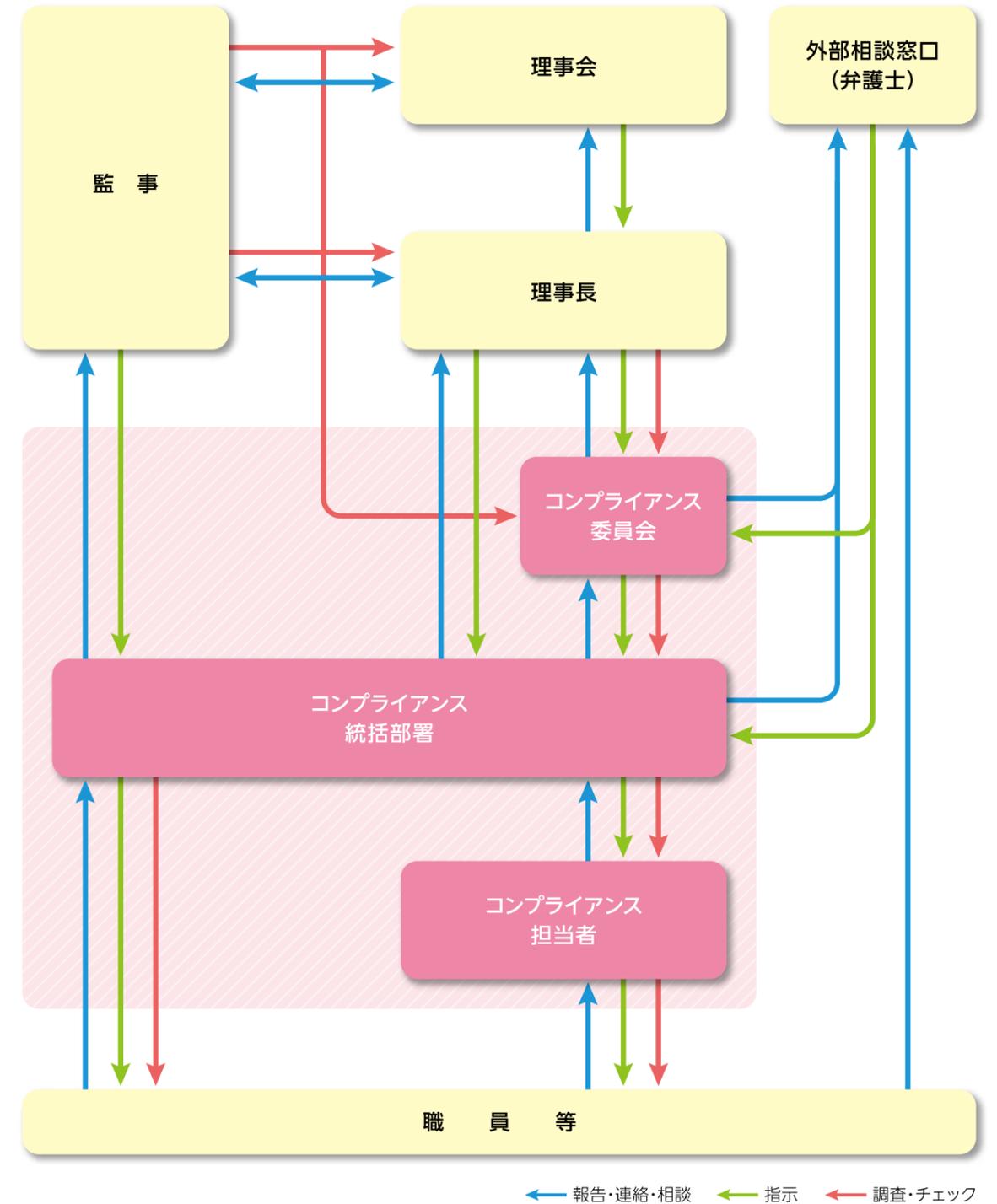
### 反社会的勢力との対決

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決します。

### 地域社会に対する貢献

広く中小企業とのコミュニケーションを図りながら地域社会への貢献に努めます。

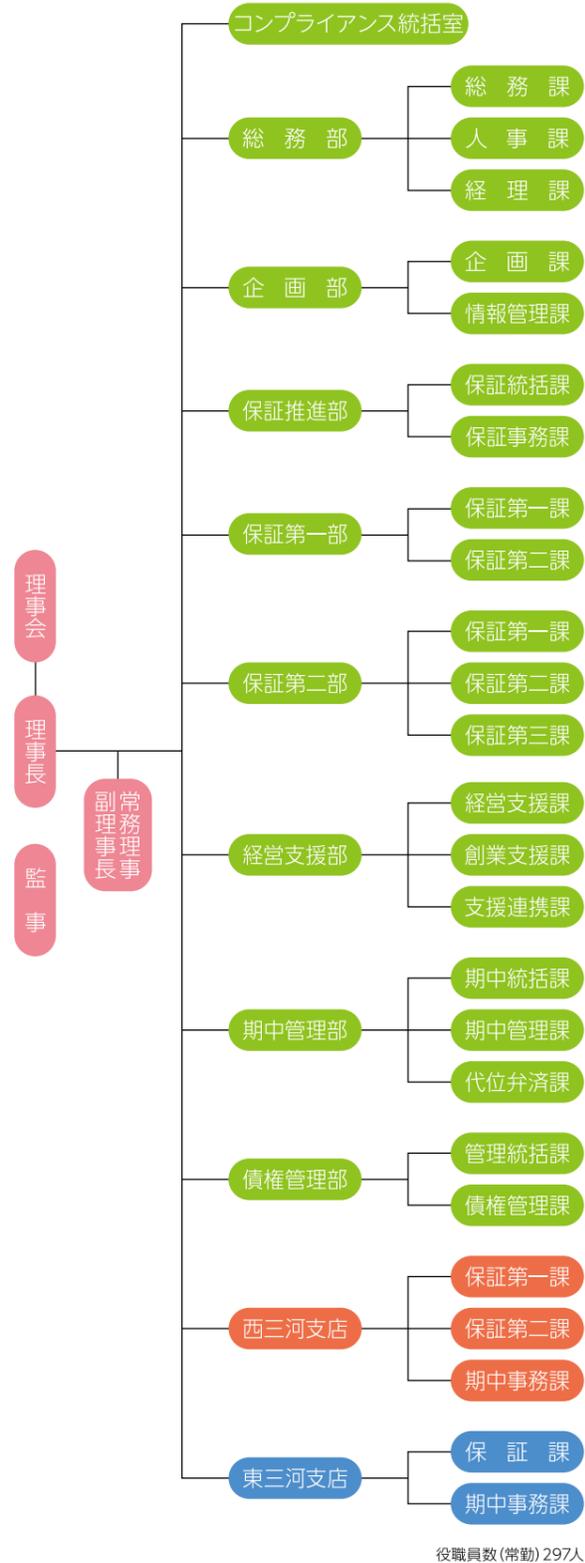
## コンプライアンス体制図



## 役員

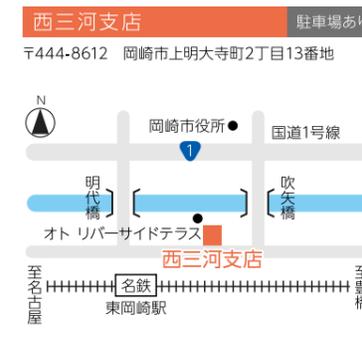
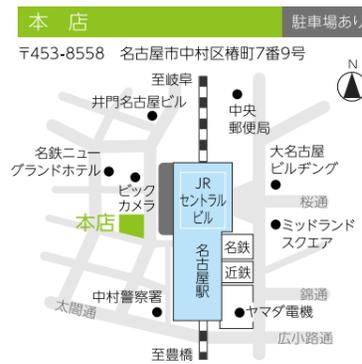
理事長	小川悦雄
副理事長	猪飼康司
常務理事	間所陽一郎
常務理事	森口茂樹
常務理事	梶田直寛
常務理事	横井篤史
理事	伊藤浩行 愛知県経済産業局長
理事	梶藤和彦 公益財団法人あいち産業振興機構理事長
理事	鈴木雅博 愛知県町村会会長
理事	竹田知史 蒲郡信用金庫理事長
理事	田中秀明 岡崎信用金庫理事長
理事	富田英之 名古屋商工会議所中小企業委員会委員長
理事	永井涼 株式会社中京銀行取締役頭取
理事	中村昭彦 名古屋銀行協会会長
理事	新美文二 愛知県商工会連合会会長
理事	瀬原政信 愛知県市長会会長
理事	野上武彦 株式会社商工組合中央金庫執行役員名古屋支店長
理事	長谷川正己 愛知県中小企業団体中央会会長
理事	藤原一郎 株式会社名古屋銀行取締役頭取
理事	水野和郎 瀬戸信用金庫理事長
監事(常勤)	梶原毅
監事	鈴木和明 鈴木護士
監事	田中豊 名古屋商工会議所常務理事

## 機構図



部署名	電話	ファックス	業務内容	担当区域	
総務部	総務課	052-454-0500	052-454-0351	庶務、文書、予算	
	人事課	052-454-0501	052-454-0352	人事、労務、研修	
	経理課	052-454-0502	052-454-0352	経理、損失補償	
企画部	企画課	052-454-0550	052-454-0354	企画、統計、広報、ダイレクトマーケティング	
	保証統括課	052-454-0510	052-454-0370	保証業務の統括	
保証推進部	保証事務課	052-454-0560	052-454-0356	申込書式の請求、保証債務残高照会	県内全区域
	保証第一課	052-454-0511	052-454-0360	保証審査	東区、北区、西区、中川区、中川区、港区、守山区
保証第二課	052-454-0512	052-454-0361	千種区、中区、昭和区、瑞穂区、熱田区、南区、緑区、名東区、天白区		
保証第一部	保証第一課	052-454-0531	052-454-0362	保証審査	一宮市、津島市、稲沢市、愛西市、清須市、弥富市、あま市、海部郡
	保証第二課	052-454-0532	052-454-0363		春日井市、犬山市、江南市、小牧市、岩倉市、北名古屋市、丹羽郡、豊山町
	保証第三課	052-454-0541	052-454-0364		瀬戸市、半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、知多郡、東郷町
経営支援部	経営支援課	052-454-0516	052-454-0372	経営支援、再生支援に関する業務	県内全区域
	創業支援課	052-454-0513	052-454-0375	創業予定のかたまたは創業後5年未満のかたに関する保証審査、条件変更	本店の担当区域
	支援連携課	052-454-0520	052-454-0368	中小企業支援機関との連携に関する業務	県内全区域
期中管理部	期中統括課	052-454-0561	052-454-0358	期中業務の統括、代表者変更・住所変更・合併等にかかる手続き	本店の担当区域
	期中管理課	052-454-0514	052-454-0358	条件変更、事故報告、返済緩和先の保証審査	本店の担当区域
	代位弁済課	052-454-0534	052-454-0366	代位弁済調査	県内全区域
債権管理部	管理統括課	052-454-0564	052-454-0369	管理業務の統括	県内全区域
	債権管理課	052-454-0535	052-454-0373	求償権の管理・回収	県内全区域
西三河支店	保証第一課	0564-25-2430	0564-25-1151	保証審査	岡崎市、碧南市、西尾市、高浜市、幸田町
	保証第二課	0564-25-2431	0564-25-1152		刈谷市、豊田市、安城市、知立市、みよし市
	期中事務課	0564-25-2432	0564-25-1153	条件変更、事故報告、返済緩和先の保証審査	西三河支店の担当区域
東三河支店	保証課	0532-57-5611	0532-57-5600	保証審査	豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、北設楽郡
	期中事務課	0532-57-5626	0532-57-5620	条件変更、事故報告、返済緩和先の保証審査	東三河支店の担当区域

(注) 個人情報等に関する各種のお問い合わせについては、P.44～45をご覧ください。





中小企業のベストパートナー  
AICHI GUARANTEE  
**愛知県信用保証協会**  
<https://www.cgc-aichi.or.jp/>

UD  
FONT  
by MORISAWA

